

平成 23 年

# 第 3 回定例輪之内町議会会議録

平成 23 年 9 月 6 日 開会

平成 23 年 9 月 16 日 閉会

輪之内町議会

## 第 3 回定例輪之内町議会会議録目次

9月6日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第34号（提案説明・採決）	1 2
議第35号（提案説明・採決）	1 3
議第36号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4
議第37号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 1
議第38号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 5
議第39号から議第44号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	2 7
議第45号（提案説明・質疑・討論・採決）	3 6
議第46号（提案説明・質疑・討論・採決）	4 1
議第47号（提案説明・質疑・討論・採決）	4 2
発議第1号（趣旨説明・質疑・討論・採決）	4 4
散会	4 6

9月16日

議事日程	4 7
本日の会議に付した事件	4 7
出席議員	4 7
欠席議員	4 7
説明のため出席した者	4 8
職務のため出席した事務局職員	4 8
開議	4 9

諸般の報告 .....	49
一般質問 .....	49
2番 浅野常夫議員 .....	49
1番 上野賢二議員 .....	51
9番 森島正司議員 .....	56
議第37号及び議第38号（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	67
議第39号から議第44号まで（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	71
閉会 .....	83
会議録署名議員 .....	84

平成23年9月6日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成23年9月6日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議 第 34号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議 第 35号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議 第 36号 専決処分の承認について  
輪之内町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議 第 37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議 第 38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議 第 39号 平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議 第 40号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議 第 41号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議 第 42号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議 第 43号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議 第 44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議 第 45号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 第 46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議 第 47号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第20 発議第1号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	中島修	調整監	尾崎敏美
税務課長	田中実	経営戦略課長	荒川浩
福祉課長	加藤智治	住民課長	兒玉隆
産業課長	岩津英雄	建設課長	加納孝和
教育課長	森島秀彦	代表監査委員	兒玉俊雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成23年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定によって議長において、4番 小寺強君、8番 森島光明君を指名します。

---

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成22年度5月分、平成23年度5月分、6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成22年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成22年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員の出席をいただいておりますので、御報告をお願いします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

○代表監査委員（兒玉俊雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから監査の御報告をさせていただきます。

去る7月14日、15日、2日間にわたり平成22年度一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を森島光明監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して御報告いたします。

お手元の決算審査意見書により、その大要を申し上げます。

平成22年度の町一般会計及び特別会計の決算並びに基金の運用状況の審査の意見を、お手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成22年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をしました。

審査の対象は、一つ、平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、二つ、平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、三つ、平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、四つ、平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算、五つ、平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算、6. 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、7. 平成22年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期間は、平成23年7月14日から15日までの2日間実施しました。

審査の方法は、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などにに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取して審査をしました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計算についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況の審査の意見については、この意見書に記載してありでございます。

最後に、今後、町の財政運営に当たっては、地方分権の時代にふさわしい、「真の自立」を確立するため、すべての事務事業に最少の経費で最大の効果を得るべく、行政改革の推進を図るとともに、歳入においては、公租・公課等の収入未済額の減少に努め、企業誘致など推進され、自主財源の積極的な確保に努められ、足腰の強い財政基盤を確立し、だれもが永住を願う町の実現に向けて、さらに努力を期待するものであります。

以上で、決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受けとめ、町の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、町民の信頼と期待にこたえるべく、引き続き監査業務に万全を期してまいり所存でありますので、議会、町執行部の皆



様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北島 登君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場をお願いします。

（代表監査委員 兒玉俊雄君退場）

○議長（北島 登君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（北島 登君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（北島 登君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

吹く風もいつしか秋のにおいを感じる季節であります。相変わらず暑さが続くきょうこのごろでございます。台風の襲来等、日本列島は災害からなかなか逃れられない状況が続いておりますけれども、私ども心して災害対応に当たってまいりたいと、そんなふうを考えております。

さて、議員各位にはますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。本日、ここに平成23年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、国政は、先日、野田新総理大臣の指名がなされ、新体制が構築されましたが、日本の政治・経済を取り巻く状況は、総理の交代で劇的に好転するまでには至らず、対外的にも方向感のない状況が続いております。東日本大震災に係る被災者への復旧支援の対応、被災地の復興計画の樹立は速やかに実施をしなければならないのに、遅々として進まず、政治が復興事業の障害となる皮肉な結果に陥っております。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故における収束のめどは、いまだ見通せておりません。放射能汚染に伴う情報提供等、政府の対応のまずきのみが喧伝され、復興に向けて国論をまとめ切れず、国際的な信用の低下が懸念されるところであります。中でも食の安全までもが脅かされている状況は、残念の一語に尽きます。

また、一方で電力供給問題も大きく浮上し、産業界並びに国民生活に大きな課題を突きつけております。我が国の将来のあり方に係るエネルギー政策の根幹が問われており、思いつきの問題提起ではなく、自然エネルギーの位置づけも含めた総合的な国の方針を示していただくことを切に望むものであります。エネルギー政策は、国際競争力保持にとって死活的に重要な問題であることをあえて指摘しておきたいと思っております。

一方、経済状況も、欧州のソブリンリスクに伴う為替問題、またアメリカの国債問題に伴い、ドルも不安定な動きをし、大災害から復興しようともがく日本経済の実態にそぐわない超円高が続いております。何も有効な手だてを講じない日本との評価が定着し、政治の貧困が日本国債の格付低下に直結する状況は、異状としか申し上げようがございません。日本の企業も、これから回復という時期に想定外の円の独歩高に直面し、大打撃を受ける形になり、先行き不安に駆り立てられて海外へ事業拠点を移す動きも活発になってきており、いよいよ産業空洞化が現実の脅威として目の前に迫っております。今こそ骨太の産業政策が必要であります。

さきの日銀短観では、企業の景況感を示す状況判断指数はまだ悪化しているものの、先行きでは改善が進むと希望的に見込んでおります。日本経済が震災後の最悪期を脱しつつある状況かとも思われます。今年度の後半以降、緩やかな回復に向かうとの観測もあるにはありますが、電力供給不安、円高、欧州、米国、中国などの海外経済の減速、国内消費の低迷など、需要面での懸念も残り、予断を許さない状況が今後も続きそうです。

輪之内町の今後の税収も影響を及ぼすことは必至であり、行財政運営にも少なからぬ影響が生ずると思料されますが、今後の動きを注視し、適切に対応してまいります。

さて、この8月、輪之内町と交流のあるカナダのアルバータ州・ヒントン町へ私と北島議長が訪問させていただきました。なお、輪之内中学校の生徒6名もカナダ派遣ということで訪問交流をいたしたところであります。

今回の訪問は、ヒントン町と輪之内町との交流をなお一層深めるため、改めて友好協定について確認をすることでございましたが、ヒントン町のグレン・テーラー町長初め、行政、教育関係の皆様とお話し合いをすることができ、双方理解の上、今後も交流を深めることで一致し、協定書を交換することができましたので、ここに御報告を申し上げます。

また、薩摩義士の慰霊祭、輪之内町総合防災訓練を通じ、輪之内町の安全・安心のまちづくりを積極的に推進することを改めて心に誓ったところであります。町民の皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いするものでございます。

それでは、本日提出させていただきます議案の御説明をいたします。議案の内訳は、人事案件2件、承認関係1件、補正関係2件、決算認定関係6件、条例・規約改正3件の、合計14件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

初めに、人事案件であります。

議第34号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員の森島昭道氏が9月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を任命いたしたく、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

次に、議第35号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、浅野武彦氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

続きまして、専決処分関係でございます。

議第36号でございますが、国において地方税法の改正がございました。この改正に伴い、輪之内町税条例の一部を改正する条例を平成23年6月30日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,063万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,237万4,000円と定めるものであります。

それでは、先に歳出予算について御説明申し上げます。

まず初めに、全体に共通する事項として、光ケーブルテレビ接続工事費120万円及びその利用料金6万9,000円を各課にそれぞれ計上いたしております。今回は役場庁舎を初めとする18カ所の公共施設について、光ケーブルを利用して文字放送等のテレビデータを受信できるよう接続工事を行うものであります。

続いて、その他の補正について御説明をいたします。

総務費のうち、企画費の80万9,000円は、地域情報化推進委員会と総合計画審議会に係る委員報酬を増額するほか、岐阜県企業誘致推進協議会に係る負担金と企業誘致活動経費を計上するものであります。

岐阜県企業誘致推進協議会につきましては、県内の市町村が企業誘致活動という目的のもとに、情報の共有と発信、活動の集約を共同で行うことにより、その相乗効果を図ることを目的として、初年度の23年度は5市1町が参加のもと、平成23年6月20日に発足し、当町も参加をいたしたところであります。

生活安全対策費の61万5,000円は、消費生活相談の窓口については今年8月から常設の開設としたところでありますが、岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金を活用し、専用電話など窓口の整備、担当職員の研修、住民への普及啓発を行おうとするものであります。

民生費のうち、障がい者福祉費の12万6,000円は、昨年12月に改正された障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの10月制度改正分について対応するため、障害福祉サービス支給管理システムの改修を行うものであります。なお、今年10月からはグループホームやケアホームの利用者に対する助成が行われるほか、重度視覚障がい者が外出する際に同行し、移動を支援するサービスの個別給付化が行われます。

福祉医療費の1万4,000円は、福祉医療事務に係る医師会・歯科医師会協力費の算定の基礎となる人口が前年10月1日現在の人口動態統計調査人口9,792人から、前年度に実施された国勢調査人口の速報値1万32人に変更されたことから、その不足分を補うものであります。なお、この協力費については一部が県支出金で補助されておりますが、今回の人口の変更に合わせてその補助率の見直しがなされております。

高齢者福祉費の329万2,000円については、緊急通報システムの設置対象者が3名ふえたことによる増額のほか、前年度の実績に基づく精算に係るもので、前年度に支払った後期高齢者医療療養給付費負担金の精算による不足分を追加負担するものと、前年度に交付を受けた老人保健医療に係る国庫・県等補助金の精算による超過交付分の返還をするものであります。

ふれあいセンター管理費の379万7,000円は、岐阜県地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用し、ふれあいセンターのロビーを「毎日型ふれあいサロン」に改修するものであります。この改修では、快適空間確保のためロビーに空調機器を設置するほか、健康管理機器と機能回復訓練器具を充実させ、高齢者が集える空間を整備いたします。また、この施設改修に合わせて短期貸し出し用の車いすと公用車の配備も行い、ふれあいセンターにおけるサービスの充実と機動力の確保に努めてまいります。

衛生費のうち、環境衛生費の490万円は、太陽光発電パネルの設置に対する補助金を増額するものであります。太陽光発電パネルの設置については、社会的に電力不足、再生エネルギー活用の意識の高まりにより、太陽光発電パネル設置件数の増加につながったものと考えております。町としても地球温暖化防止の観点からも、引き続き地球に優しいクリーンエネルギーの普及を推進してまいります。

商工費の観光推進費42万6,000円は、今年度と来年度にかけて作成する9地域のウォーキングマップのうち、今年度は3地域について作成を計画しておりましたが、来年度にぎふ清流国体が開催されることから、来年度策定予定分のうち3地域分を前倒しして作成するものであります。来町者に配布することで広く輪之内町をPRしてまいります。

土木費のうち、土木総務費の129万円は、木造住宅の耐震診断や改修工事の補助金を増額するもので、東日本大震災以降、東海・東南海・南海地震等に備えて、みずからの居宅の耐震強度を確認し、耐震改修をしようとする方がふえていることに対応するものであります。

河川費の420万8,000円は、福束排水機場のシーケンサー、これは機械間のオン・オフ

などの電気信号を連携・制御する機械ということですが、それが故障いたしました。部品交換での対応を考えておりましたが、当該部品は現在製造中止になっていることから、シーケンサー一式を交換するものであります。福東排水機場は湛水防除だけでなく、ゲリラ豪雨時の内水排除の際にも重要な施設でありますので早急に対応してまいりたいと考えております。

続いて、歳入補正予算について御説明いたします。

県支出金のうち、総務費県補助金の61万5,000円は、総務費の消費者行政相談に係るもの、民生費補助金の353万5,000円は、福祉医療の医師会等協力費とふれあいセンターのロビーの改修に係るもの、土木費県補助金の87万7,000円は、木造住宅の耐震化に係るものについて、それぞれ県から交付を受けるものであります。

町債の総務債の470万円は、臨時財政対策債の発行額を増額するものであります。臨時財政対策債は、平成23年度普通交付税算定の中で国の財源不足のため、現金交付ではなく地方債に振りかえられているものであります。今年度の発行可能額の確定による増額であります。なお、本年度は2億4,810万円の発行を予定いたしております。

前後いたしますが、繰越金については、歳入補正予算全体を調整するため、1,090万5,000円を計上いたしましたところであります。

続いて、第2表地方債の補正については、先ほど歳入の町債で御説明を申し上げました臨時財政対策債の補正に関連するもので、その限度額を470万円増額するものであります。

以上で、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議第38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,762万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,192万円と定めるものであります。

歳出につきましては、退職被保険者等に係る医療費が当初予算の見込みを上回るペースで推移しているため、不足が見込まれる療養給付費を1,216万2,000円、療養費を28万1,000円、高額療養費を515万6,000円増額するほか、平成22年度国民健康保険出産育児一時金国庫補助金の返還金を増額補正するものであります。

また、歳入につきましては、歳出補正の財源として療養給付費等交付金を1,759万9,000円、繰越金を3万円増額するものであります。

以上で、平成23年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、決算認定関係の御説明を申し上げます。

議第39号 平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について。

御承知のとおり、年度末において東日本大震災が発生いたしました。この震災による復旧対応が現在も続いております。平成22年度を振り返りますと、我が国の経済は深刻な状況から脱却し得ず、国はさまざまな経済対策を講じてまいったところであり、輪之内町といたしましても、国の経済対策のシステムを活用しながら各種事業を実施してまいりました。また、財政健全化の努力を継続し、歳出の徹底した見直しを行いながら、予算執行に際し、効率化に努めたところであり、

一方、輪之内町行財政改革大綱の趣旨に沿いつつ、計画事業の着実な推進を図り、安全・安心のまちづくりのため、必要な施策に積極的に取り組んだところでございます。

平成22年度輪之内町一般会計決算額は、歳入39億8,555万6,000円、歳出35億3,946万6,000円となり、歳入歳出差引額は4億4,609万円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は624万3,000円であります。実質収支額は4億3,984万7,000円となっております。

また、最終予算額36億6,387万9,000円に対する決算額の比率は、収入率は108.8%、前年度は99.6%であります。執行率が96.6%、前年度は93.8%となっております。

歳入総額は、前年度に比較して2億38万円、5.3%の増となっております。

全体の34.4%を占める町税は、製造業等の業績回復により法人税の増収5,548万5,000円が著しく、前年度に対して2,033万6,000円の増収となっております。

一方、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税等は、合わせて1億671万9,000円の増となっております。

国庫支出金は、地域活性化交付金や子ども手当費負担金等の増加があったものの、全体として1,638万円、4.5%の減、また県支出金についても、子ども手当費負担金や緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金等の増加を見たものの、全体としては611万7,000円、2.9%の減となっております。

町債については、臨時財政対策債を3億1,370万円と地方道路等整備事業債7,520万円を発行することとし、将来的負担を展望しつつ、積極的に発行し、財源確保に努めたところであり、

歳出総額は、前年度に対して2,387万4,000円、0.7%の減となりました。

輪之内町第4次総合計画「豊かな自然と輪中文化を受け継ぐまち輪之内」の実現と、「輪之内町行財政改革大綱」の積極的な推進を目指して、確実な財源確保の見通しのもと、堅実な予算編成を基本とするも、安易な事業の見送りはせず、優先度・緊急度を考慮しつつ、積極的に事業展開をしたところであり、

また、一方では、国・県の補助金等、外部資金を積極的に活用し、公共施設等を整備したほか、現下の厳しい経済状況において町としても雇用創出等に努めたところであります。

その他、土木費は、全体で4,517万1,000円、8.3%の増となり、不況下における景気

浮揚策とし、インフラ整備を積極的に実施いたしたところであります。

以上で、平成22年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後とも輪之内町の健全財政の基調を維持しつつ、安全・安心なまちづくりのために最善の努力を尽くしてまいりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議第40号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

国民健康保険事業は、昭和36年の事業開始以来50年が経過し、国民皆保険制度を支える重要な地位を担っており、町においてはその円滑な事業運営と財政の健全化に努めているところでありますが、急速な少子・高齢化社会への進展、加入者の高齢化に伴う医療費の増大、厳しい経済状況下での所得格差の拡大等による低所得者の増大等、制度上、構造上の多くの問題が山積みしております。

平成22年度においては年度末に入院による医療費が著しく増加したため、前年度に比較して増となりました。医療費の半分近くを65歳から74歳の前期高齢者が占めている状況をかんがみますと、今後、国民の理解を得ながら、この世代の医療費の適正化についての施策を講ずることが急務となっております。

決算額は、歳入総額8億4,604万7,000円、歳出総額8億1,438万6,000円、その差引残額は3,166万1,000円となりました。

今後も、町民の皆さんの健康増進と疾病予防、特定健康診査等の保健事業の推進により医療費の抑制を図り、国民皆保険制度を支える国保事業の安定経営に努めてまいります。

次に、議第41号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上の方を加入対象とし、岐阜県内の全市町村が加入する広域連合が資格管理、保険料の賦課、医療給付等を行い、加入市町村は、保険料の徴収及び申請書の受け付け等の事務を行っております。

決算額は、歳入総額5,987万4,000円、歳出総額5,960万1,000円、その差引残額は27万3,000円となりました。また、保険料収納率は99.9%であります。

次に、議第42号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、平成20年3月診療分までの過年度請求等の精算を行い、平成22年度をもって特別会計を廃止いたしました。

決算額は、歳入歳出のいずれも5万円となりました。

次に、議第43号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成21年4月から、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として「輪之内町児童デイサービスセンター」を開設いたしました。センターでは、心身の発達について支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供いたしているところでございます。

決算額は、歳入総額1,763万8,000円、歳出総額1,645万3,000円、その差引残額は118万5,000円となりました。

次に、議第44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

下水道事業は、平成9年、国の事業認可を受けて以来、工事を進めてまいりました。平成22年度の管渠の工事につきましては、3,229メートルを施工し、全体計画の約64.3%を完成いたしました。決算額は、歳入総額6億405万6,000円となり、その主なものは、受益者負担金、使用料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債などがあります。

歳出総額は5億9,360万7,000円となり、その主なものは、積算業務委託料、工事請負費、浄化センター管理費などがあります。差引残額は1,044万8,000円となりました。

続きまして、条例・規約関係でございますが、議第45号 輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正・施行されましたので、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、課税の特例の延長等の改正を行うものであります。

次に、議第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が改正・施行されましたので、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲の改正を行うものであります。

次に、議第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約につきましては、事務局所在地、組合議員の選出方法について改正を行うものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

---

○議長（北島 登君）

日程第6、議第34号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育長は関係者ですので退席をお願いします。

（教育長 森島昭道君退場）

○議長（北島 登君）

教育課長から提案説明を求めます。



森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

それでは、議案書の1ページを見ていただきたいと思います。

議第34号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が平成23年9月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、左記の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成23年9月6日提出、輪之内町長。

今回、同意を求める方は、住所は岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田1385番地、氏名は森島昭道、生年月日は昭和19年7月11日、任期は平成23年10月1日から平成27年9月30日までの4年間となっております。

なお、森島昭道氏につきましては、再任の同意でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議第34号については人事に関するものでありますから、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、直ちに採決することに決定いたしました。

これから議第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

（教育長 森島昭道君入場）

---

○議長（北島 登君）

日程第7、議第35号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

**○参事兼会計管理者（中島 修君）**

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

議第35号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、左記の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成23年9月6日提出、輪之内町長。

選任する方の住所は、輪之内町里701番地、氏名、浅野武彦、生年月日、昭和19年5月20日、任期は平成23年10月1日から平成26年9月30日まで、3年となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

**○議長（北島 登君）**

お諮りします。

ただいま議題となっております議第35号については人事に関するものでありますから、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、直ちに採決することに決定しました。

これから議第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

**○議長（北島 登君）**

日程第8、議第36号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

## ○税務課長（田中 実君）

それでは、議案書3ページをお開きください。

議第36号 専決処分の承認について、平成23年6月30日地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。平成23年9月6日提出、輪之内町長、木野隆之。

次に4ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。平成23年6月30日、輪之内町長、木野隆之。

専決第5号 輪之内町税条例の一部を改正する条例。

では、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより、輪之内町税条例の一部を改正いたしましたもので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容は、町税における申告書不提出者に対する処罰規定等の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表で主な改正部分について御説明させていただきます。お手元の新旧対照表の1ページをお開きください。

第19条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料についての御説明を申し上げます。納税管理人と申しますのは、納税義務者が町外に住むなど、納税に不便を来した場合に、かわりに通知書などを管理する人のことを申します。過料とは、刑法上の科料と区別するために、過ち料とも言われることがある条例上の金銭罰のことでございます。第19条は、町民税の納税管理人が不申告の場合の過料を現行「3万円以下」のところを「10万円以下」に改正するものであります。

第28条の3、所得税に係る更正または決定事項の申告義務につきましては、確定申告を提出した場合、確定申告に記載された事項は住民税の申告書に記載されたこととして扱う規定の取り決めでございまして、上位法の改正による字句の改正でございます。

続きまして、2ページをお開きください。第28条の4、町民税に係る不申告に関する過料について書いてございます。町民税不申告の過料を現行の「3万円以下」から「10万円以下」に改正するものでございます。

第34条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料についてでございますが、退職所得の申告と申しますのは、会社等をやめて退職金の支払いを受ける方がその支払いを受けるまでに申告書を提出しなければならないという取り決めでございまして、過料が現行の「3万円以下」から「10万円以下」に改正するものでございます。

続きまして、第40条の2、固定資産税の課税標準について、内容については特に変更はございません。上位法の地方税法の項目が一つふえたことによりまして、「第11項」

が「第12項」に変わったことによる字句の変更でございます。

3 ページをごらんください。第44条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料並びに第56条、固定資産に係る不申告に関する過料並びに第70条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料につきましては、ともに過料を現行の「3万円以下」から「10万円以下」に改正するものでございます。

4 ページをお開きください。第82条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料についてでございます。たばこ税とは、たばこの製造業者、卸売販売業者が納める税金でございます。過料に対する取り決めがありませんでしたので、今回、新規に創設されたもので、内容は他の税と同じく、過料を10万円以下にするものであります。

続きまして、第136条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料については、過料を現行の「3万円以下」から「10万円以下」に改正するものでございます。

第142条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料につきましては、過料に対する取り決めがありませんでしたので、今回新規に創設されたもので、内容は他の税と同じく、過料を10万円以下にするものでございます。

5 ページをごらんください。第142条の3、特別土地保有税の減免について、こちらは内容について変更はございませんが、先ほど御説明申し上げました第142条の2というのが前に来ましたので、本来の第142条の2というのが一つ下がりまして、第142条の3というように変更されたということでございます。なお、特別土地保有税につきましては、昭和48年に土地の投機的取引抑制のために創設されましたが、地価等が安定してきたということで、税制改革により平成15年から課税停止中でありまして、現在、輪之内町には該当はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。先ほど来御説明申し上げました、町民税、退職所得、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税などの過料につきましては、公布の日から2ヵ月を経過した日から施行いたします。

なお、この条例の施行日前にした行為に係るこの条例の罰則の適用については、なお従前の例によります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の方、よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、なぜこれを専決しなければならなかったのかという、その専決処分をしなければ

ばならなかった理由を説明していただきたい。

その理由を理解するためにもちょっとお伺いしたいんですけども、現在、申告しなければならぬ町民の方というのはどのくらいおられるのか、そして実際にこの申告をされていない方というのはどのくらいいるのか。要するに、この条例改正による影響者というのはどのくらいいるのかということをお伺いしたいと思っております。

それと、過料が3万円から10万円と3倍以上に引き上げられる、なぜこの3倍も引き上げなければならないのか。これは今質問しました、どのくらいの人がいるかということにもかかわってくるかと思っておりますけれども、もともと不申告になる理由というのは、いろんな理由があるかもしれませんけれども、それに対する過料を上げることによって不申告をなくすることができるというふうにご検討されているのかどうかということ、その考え方もお伺いしたいと思っております。

それから、法律の方ではこの過料を科すということは、科すことができるとなっております。それをあえてこの輪之内町の条例に規定している。現にたばこ税とか、あるいは特別土地保有税については今までなかったものを今回新たに追加される、別になくても違法ではない。なくてもいいものをこのように専決でやられている、その辺は町執行部の考え方なのか、町長の考え方なのかわかりませんが、その辺の考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

それでは、何点が御質問されましたので、整理しながらお答えをしていきたいと思っております。

まず、なぜ専決処分をしたのかというお話ですが、地方税の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されました。過料関係の条項は公布の日から施行であり、処罰規定についても公布の日から2ヵ月を経て施行するとありましたので、緊急性がありましたので6月30日に専決処分となりました。

また、この法律の中で専決をしなかった部分もございます。後で条例で御説明申し上げますが、寄附金控除の町民税の申告が平成24年1月1日から、肉用牛の売買による事業所得が平成25年1月1日などの適用であり、専決は特に緊急性を有し、時間的余裕がないということでございましたので、本来の議会の審議に諮るため議案を上程いたしましたので、御理解の方をよろしくお伺いしたいと思っております。

それから、過料をなぜ3倍にしたのかというようなことではございますが、過料の額につきましては、国の方で総務省が税制調査会等でいろいろ検討されまして、10万円以下ということでございます。金額が上がれば、確かに抑制力がございます。一番の根本は何かと申しますと、この厳しい経済状況の中、まじめに期日を守って申告してみえる多

くの国民の皆さんがお見えになります。こういう方と申告をされない方との税の公平・公正さを保つためには、こういった措置もいたし方がないというふうに考えております。

なぜ法律であるのに条例であるかといいますと、地域法でございますので、条例でも整備をしてこの過料を科すということで、法律的な手法でございますので、御理解の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、該当者が何人おるかという御質問でございまして、大変難しいんですけども、本日御説明しました税目は、根本的には申告納税制度という制度にのっとりたこととございまして、申告納税制度というのは納税者が税が出ると思えば自分で申告するという制度でございまして、その辺の御理解を賜りたいと思ひます。

ちなみに、平成22年度の実績をお話しさせていただきますと、町民税では4,721人の方、不申告はございませんでした。退職所得は36名、固定資産税は336名、軽自動車税は110名、たばこ税は8社ございました。特別土地保有税につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、平成15年から課税停止中でございまして該当者はございません。以上でございます。

○9番（森島正司君）

不申告者は。

○税務課長（田中 実君）

不申告者は、すべての税にございません。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、私がお伺いしました地方税法の方では、できる条項であります。それを専決処分した理由をお聞きしたわけですが、これについて今緊急性があると言われました。不申告者がゼロであるなら、何ら緊急性はないんじゃないですか。

条例を決めるのに、やはり議会の承認が必要であります。議会を軽視しているんじゃないかというふうに私は言わざるを得ない。なくてもいい条例をつくられた。要するに、我が町にとって不申告者はゼロである。であるなら、3万円であつて、それで都合が悪いという理由は何にもない。しかも、何度も言いますが、地方税法はできる条項、それを輪之内町では10万円という高額な罰金を科するということとありますが、その今の専決処分をしたというお考え、これは町長の考え方なんですか、それとも執行部の担当課の判断なのかどうか分かりませんが、その辺のところを、改めて議会に対する姿勢と、この必要性というものをもう一度わかりやすく説明していただきたいと思ひます。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

## ○税務課長（田中 実君）

専決処分をなぜしたかという再度のお尋ねでございますが、先ほど答弁で申しましたように、6月30日で法改正された中で緊急性のあるものを分けて、法律をこちらの方で割りまして、そして専決処分をして、残りにつきましては、議会を尊重しなければならないということで条例として上げさせていただきましたので、何とぞ再度御理解の方をよろしく、重ねてお願いをするわけでございます。

また、該当者がいないのになぜ、3万円でも10万円でもいいではないかというお話でございますが、日本は民主主義国家でございます、法治主義は、まずその罪と罰を最初に事前にお知らせしてから刑を執行するという罪刑法定主義をとっておりますので、過料をまず皆様方に、この申告をしなければ10万円かかりますよということをお知らせしてから、もしそういう該当者があれば適用するということでございます、今いないから、出たら、そのときに10万円にするということでございますと人をねらい撃ちするということになりますので、法治国家としてはあまり好ましい法体系の運用ではないというふうに考えておりますので、御理解をよろしく申し上げます。

## ○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

## ○町長（木野隆之君）

かなり技術的な部分について何度も何度も御質問があるわけですが、これは税制度全体をきちっと理解していただかないと、これはいつまでたってもエンドレスの議論になってしまいます。ちょっと本当に残念だなと思っておりますが、一つは、なぜ今専決処分かという話については、これは一番最後の附則の第2条を見ていただければおわかりのように、これは罰則については遡及項がないというのが大原則でございますから、さかのぼらずにこの地方税法と整合をとりながら条例運用をしようと思えば、これは当然この部分については専決処分をせざるを得ないわけですし、どこの議会でも同じことをやっております。ここだけ話題になることの方が私は心外であります。

それから、先ほどかなり該当がないならやらんでもいいんじゃないかと、その議論というのはかなり乱暴な議論でありまして、私どもは常に予測される可能性の範囲内で適正な税制の執行をするのは当然でございますから、考えられることについて制度的対応をするのはむしろ当然で、やらないことの不作為をとられる方が問題だと、そんなふう考えております。

議会の軽視とおっしゃいましたけれども、先ほども税務課長の方から申し上げておりますように、やらなくてもいい部分とはいうか、後で決めてもいいものについてはちゃんと後に残して、議決という手段の中で対応を願っているわけですから、その点についても、あまり固まった固定観念の中で議論をされない方がよろしいかと思っておりますので、あえて申し上げておきます。以上であります。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第36号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の町長の答弁は、非常に残念で心外であります。町長の言われた言葉をそのままお返ししたい。

緊急性があると言っておきながら、どういう緊急性があるのか、全く緊急性はないじゃないですか。法律に従うと言いましたけれども、法律に従うなら、できる条項ですからもいいわけなんです。別にやらなければならないわけじゃない。全く法律を理解していないんじゃないですかというふうに言わざるを得ないと思います。

議会軽視ではないと言われるけれども、そもそもこの条例が必要であるなら、当然議会で諮って決めるべきで、先ほど言いましたように緊急性がないわけですから、今回の9月議会に諮って、十分議論して、そして納得の上で決めればいいわけであって、私も決してこの条例そのものもいい悪いという問題じゃなくて、その前に町長初め執行部の姿勢が議会を無視しているというふうに断言しなければならないと私は思います。このようなやり方に対しては、私は認めることができない。以上であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

不申告者がゼロであっても、先ほど話がありましたように、これからそういうことをなくすという意味でも、これは前もってそういう改めておくことも必要じゃないかと。

また、例えば交通違反においても、交通違反をしない人にはそういう罰則規定なんか必要ないんですけど、やはりそういうことがあるから、そういう違反もしないよという抑制という意味もありますので、これも税金においても同じことだと思いますので、今回の条例改正に賛成をいたします。



○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（北島 登君）

日程第9、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第37号、一般会計補正予算について説明を申し上げます。お手元に配付の議案集8ページをお開きください。

議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。平成23年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,063万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,237万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成23年9月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

9ページから11ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続きまして、12ページの第2表は、地方債の補正を行うものでございます。内容といたしましては、今年度の臨時財政対策債の発行可能額が確定しました関係で、当初予算で計上しておりました2億4,340万円に470万円を加え、2億4,810万円とするものでご

ざいます。

それでは、今回の補正予算の内容については事項別明細書で説明をさせていただきます。

先ほど町長提案説明にもございましたとおり、全体に共通する事項といたしまして、公共施設18カ所に光ケーブルテレビの接続工事費120万円及びその利用料6万9,000円を各課にそれぞれ計上いたしております。

事項別明細書の6ページをお開きください。

款2. 項1. 目9. 企画費、節1. 報酬14万5,000円については、地域情報化推進委員会、総合計画審議会、それぞれの開催回数を2回分追加することによる増額分を計上するものでございます。次に、同じく目.9企画費については、提案説明にもありましたとおり、今年の6月20日に発足した岐阜県企業誘致推進協議会に当町も参加したところでございますが、この協議会の活動に係る経費を計上したものでございます。内訳といたしましては、節9. 旅費の普通旅費13万6,000円と節14. 使用料及び賃借料の通行料1万円は、名古屋、東京での出展時の職員の宿泊費や交通費及び通行料でございます。また、その出展時にポスターの掲示やチラシの配布を予定しており、その印刷代として、節11. 需用費、3. 印刷製本費を13万8,000円計上するものでございます。また、節19. 負担金、補助及び交付金の1. 負担金30万円は、当協議会への負担金を計上するものでございます。

続きまして、目10. 生活安全対策費61万5,000円については、既に今年8月に消費生活相談の窓口を開設したところでございますが、さらに内容を充実させるべく、岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金を活用して行うもので、主に節9. 旅費では、担当職員の研修用の旅費として5万円、住民への啓発用品として、節11. 需用費、1の消耗品費として53万円、そして節19. 負担金、補助及び交付金の1万円は、研修負担金を計上したものでございます。

続きまして、7ページ、款3. 項1. 目2. 障がい者福祉費については、今年10月の制度改正に伴い、グループホーム、ケアホーム利用の際の助成及び重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化に対応するための障害福祉サービスの支給管理システムを改修すべく、節13. 委託料12万6,000円を計上するものでございます。

また、目4. 福祉医療費については、福祉医療事務に係る医師会・歯科医師会への協力費の算定基準が前年の10月1日現在の人口動態統計調査人口9,792人から、同時期に実施されました国勢調査人口速報値1万32人に変更されたことに伴い、不足分を節19. 負担金、補助及び交付金の1. 負担金で1万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。項2. 目1. 高齢者福祉総務費、節11の需用費18万9,000円については、緊急通報装置3台の設置増に伴うものでございます。当該3人の方は、ひとり暮らし、高齢者であります。また、同じく節19. 負担金、補助及び交付金の309万5,000円は、前年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算によるもので、

不足分を計上するものでございます。また、節23. 償還金、利子及び割引料の8,000円は、前年度に交付を受けた老人保健医療に係る国庫補助金、県補助金、支払基金を返還するものでございます。

次に、目3. ふれあいセンター管理費については、岐阜県地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用し、ふれあいセンターロビーを「毎日型ふれあいサロン」に改修するもので、主な内容といたしましては、節18. 備品購入費363万4,000円は、センター内に全自動血圧計、室内歩行練習器、室内脚力訓練器などや、高齢者等安否見守り訪問用として公用車1台、その他車いすの短期貸し出し事業として自走式の車いす3台、介護用の車いす3台を購入しようとするものでございます。なお、節12. 役務費、3の手数料7万5,000円、同じく5の自動車損害保険料3万1,000円、節27. 公課費1の自動車重量税は、公用車購入に付随するものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。款4. 項1. 目3. 環境衛生費、節19. 負担金、補助及び交付金の490万円については、太陽光パネルの設置に対する補助金を増額するものでございます。平成23年度に入りまして当該補助金につきましては、9名の方に対して121万4,000円交付しており、予算がなくなってきたこと、また現在、申請を待ってもらっている方が7名お見えになる状況、そして提案説明にもありましたが、福島県原発事故以降、電力不足による節電の呼びかけや、自然エネルギーの見直しの機運が高まり、各家庭での自己電力確保の意識の高まりなどの潮流を踏まえ、35世帯分の補助金を計上するものでございます。

次に、13ページをお開きください。款6. 項1. 目3. 観光推進費、節13. 委託料の42万6,000円は、今年度と来年度にかけまして商工会と共同で観光資源マップの作成を行っております。マップは2ヵ年をかけて町内の9地域について作成する予定で、今年度については3地域の地域別マップを作成する予定でございましたが、来年度にぎふ清流国体を控えていることから、前倒しをして、さらに3地域のマップを今年度中に作成しようとするものでございます。

次に、款7. 項1. 目1. 土木総務費については、木造住宅耐震診断委託料並びに木造住宅耐震化促進事業費補助金を増額するものでございます。平成23年度に入りまして木造住宅の耐震診断については、当初計上していた10件分の申請が既にあったこと、また木造住宅耐震化促進事業費補助金についても、当初計上していた1件分の申請がありました。これにつきましては、提案説明にもありましたように、東日本大震災以降、みずからの住宅の耐震強度の確認や耐震改修に係る意識の高まりであると認識をいたしております。したがって、これに対応すべく木造住宅耐震診断委託料については10件分の45万円、また木造住宅耐震化促進事業費補助金については、1件分の84万円を増額するものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。款7. 項3. 目1. 河川総務費、節15. 工事請負

費420万8,000円については、福東排水機場内のポンプ設備間を電子回路で交換制御するシーケンサーと言われる制御盤が故障し、中央操作卓の表示にふぐあいが生じている状況であります。また、当該品は製造中止となっておりますため、一式を交換設置しようとするものでございます。

以降の17ページから20ページに掲げる光ケーブルテレビ接続工事については、冒頭説明させていただきましたとおり、各公共施設のテレビを光ケーブルに接続する工事費を計上させていただいております。

続きまして、歳入の説明に入ります。3ページをお開きください。

款14. 項2. 目1. 総務費県補助金61万5,000円については、歳出でも説明させていただきました消費生活相談事業を充実させるための事業に充てるもの、同じく目2. 民生費県補助金、節2. 福祉医療費補助金3万5,000円については、補助率が当初10分の4でありましたのが10分の4.5に改正されたための増額、また節3. 高齢者福祉費補助金350万円については、ふれあいセンターの各種備品購入経費に充てるものです。

目5. 土木費県補助金、節1. 土木管理費補助金87万7,000円については、木造住宅耐震診断並びに耐震改修工事費に充てるものでございます。

次に、4ページをお開きください。款18. 項1. 目1. 繰越金の1,090万5,000円につきましては、歳入歳出予算全体を調整するために計上いたしております。

最後に、5ページの款20. 町債、項1. 町債、目1. 総務債については、議案集12ページの第2表地方債補正でも説明させていただきましたとおり、470万円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（北島 登君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○議長（北島 登君）**

ないようですから、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第10、議第38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

それでは、議第38号について説明をさせていただきます。お手元の議案書の13ページをごらんいただきたいと存じます。

議第38号、平成23年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,762万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,192万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年9月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

補正の中身につきまして御説明をさせていただきます。議案書の14ページ、それから15ページにつきましては歳入歳出予算補正であります。記載のとおりでございますので説明は省略をさせていただきます。

今回の補正につきましては、先ほど町長の提案説明にもございましたように、退職被保険者等に係る医療費が当初予算で見込んだ予算額を上回るペースで推移をしておりますので、これを増額することを主な内容としています。

それでは、事項別明細書の方で御説明をさせていただきますので、まず歳出から御説明をいたします。事項別明細書の5ページをごらんいただきたいと存じます。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目2. 退職被保険者等療養給付費を1,216万2,000円、目4. 退職被保険者等療養費を28万1,000円増額いたします。

6ページをお願いいたします。款2. 保険給付費、項2. 高額療養費、目2. 退職被保険者等高額療養費につきましては、515万6,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。款10. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金につきましては、平成22年度国民健康保険出産育児一時金補助金の精算返還金を7万8,000円増額するものでございます。

8ページをごらんください。款11. 予備費、項1. 予備費、目1. 予備費につきましては、これまでに御説明をいたしました歳出の増額補正の財源として歳入に求めることができない部分につきまして、4万8,000円減額をさせていただくものでございます。

以上、歳出の合計といたしまして1,762万9,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。事項別明細書の3ページをごらんください。

款4.療養給付費等交付金、項1.療養給付費等交付金、目1.療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等の医療費の増額補正の財源として1,759万9,000円を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。款10.繰越金、項1.繰越金、目2.その他繰越金でございますけれども、留保しておりました平成22年度からの繰越金の残額3万円を増額するものでございます。

以上、歳入合計につきましては、歳出の合計と同じく1,762万9,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この退職被保険者等の療養給付費が当初予算の4,000万に対して1,200万の増額と、非常に大幅な増額になるわけですが、その主な状況をちょっと説明していただけたらと思いますけれども、それとなぜこのように療養費がふえてくるのかということについて、何かわかることがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（北島 登君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

今年度に入りまして、これまでの医療費の支出状況を見て、今回補正をさせていただくものでございますけれども、先ほど御質問にありました、特にこれが原因でというようなことは今のところつかんでおりません。先ほどの決算認定の説明の中にもございましたように、年度末において一般も退職者も医療費が伸びたというようなことでございました。今年度の当初予算を計上するのは、年度末より早い時期に当然算定しておりますので、その時点においては医療費の伸びもそれほど大幅なものではなかったということですが、実際のところ、年度末より以前に算定をしておりました関係もございまして、やや少な目に医療費を計上していたということもあろうかと思っております。

いかんせん、医療費というのは、よく言われますように水ものでございますので、その年度によってどのように変化するということは、その時々状況を見ながら対応していくしかないというふうに考えておりますので、今回、今年度の見込みを考慮した中で補正が必要であるというふうに考えましたので補正をお願いするものでございます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第38号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（北島 登君）

日程第11、議第39号 平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議第44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に説明を求めます。

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、議第39号から議第44号まで一括で説明をさせていただきます。

決算の認定につきましては、代表監査委員である兒玉監査委員、それと町長の提案説明の中にございましたように、決算の内容につきまして説明がございましたので簡単に説明をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

お手元に配付の平成22年度輪之内町一般会並びに特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

それでは、1ページをお願いいたします。

中段の、上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので、地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。平成23年9月6日、輪之内町長。

それでは、順次説明をさせていただきます。

平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書、歳入金39億8,555万6,343円、歳出金35億3,946万5,801円、歳入歳出差引残金4億4,609万542円、うち翌年度繰越金4億3,984万7,542円。

2ページをお願いいたします。平成22年度実質収支に関する調書、輪之内町一般会計、1. 歳入総額39億8,555万6,343円、2. 歳出総額35億3,946万5,801円、3. 歳入歳出差引額4億4,609万542円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源、(2)の繰越明許費繰越額624万3,000円でございます。この内訳につきましては、土木費の道路橋りょう費、教育費の小学校費でございます。5の実質収支額は4億3,984万7,542円でございます。6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1. 町税では、調定額に対しまして収入済額は13億6,928万8,051円で、収入割合は95.06%でございました。また、不納欠損額は254万1,533円、収入未済額は6,854万664円でございます。

款2. 地方譲与税から款7の自動車取得税交付金につきましては、調定額に対しまして収入済額は同額でございます。

1枚めくっていただきまして、款8. 地方特例交付金から款10の交通安全対策特別交付金につきましても、調定額、収入済額は同額でございます。

款11. 分担金及び負担金では、調定額に対しまして収入済額は1億280万4,078円で、収入割合は99.94%でございました。

款12. 使用料及び手数料では、調定額に対しまして収入済額は2,783万4,439円で、収入割合は99.97%でございました。

款13. 国庫支出金から款14の県支出金につきましては、調定額と収入済額は同額でございます。

1枚めくっていただきまして、款15. 財産収入から款18. 繰越金につきましても、同じく調定額と収入済額は同額でございます。

款19. 諸収入につきましては、1項から5項までの調定額は1億3,408万9,127円で、収入済額は1億3,369万4,428円で、3項の貸付金元利収入で41万2,000円の収入未済額がございました。

款20. 町債では、調定額と収入済額は同額でございます。

歳入合計につきましては、調定額40億5,709万6,989円に対し、収入済額39億8,555万6,343円で、収入割合は98.23%でございます。不納欠損額は254万1,533円、収入未済額は6,899万9,113円でございます。

1枚めくっていただきまして、歳出を御説明申し上げます。

款1の議会費では、執行率は98.87%でございました。

款2. 総務費につきましては、総務管理費から監査委員費までの6項でございます。執行



率は98.59%でございました。

款3の民生費につきましては、社会福祉費から災害救助費までの4項ございまして、執行率は97.88%でございました。

款4の衛生費では、保健衛生費と清掃費の2項合わせた執行率は96.83%でございました。

款5の農林水産業費では97.5%。

款6の商工費につきましては97.58%。

款7の土木費につきましては、土木管理費から次のページの都市計画費までの4項ございまして、執行率は94.53%でございました。また、翌年度繰越額は2,650万円でございました。

款8の消防費につきましては、執行率98.17%でございました。

款9の教育費では、教育総務費から保健体育費までの6項ございまして、執行率は92.7%でございました。また、翌年度繰越額は480万円でございます。

款10の公債費につきましては、執行率99.84%でございます。

款11の予備費につきましてはございません。

歳出合計につきましては、支出済額が35億3,946万5,801円で、執行率は96.6%でございました。また、翌年度繰越額は3,130万円、不用額は9,311万3,199円ということで、歳入歳出差引残額は4億4,609万542円となりました。

続きまして、83ページをお願いいたします。

平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入金8億4,604万7,802円、歳出金8億1,438万6,764円、歳入歳出差引残金3,166万1,038円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

84ページをお願いいたします。平成22年度実質収支に関する調書、輪之内町国民健康保険事業特別会計、1. 歳入総額8億4,604万7,802円、2. 歳出総額8億1,438万6,764円、3. 歳入歳出差引額3,166万1,038円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5. 実質収支額3,166万1,038円、6. 基金繰入額はございません。

続きまして、85ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1. 国民健康保険税では、調定額に対する収入割合は79.51%でございました。また、不納欠損額が177万6,000円、収入未済額は5,640万8,541円でございます。

款2. 使用料及び手数料から款9の繰入金までは、調定額に対する収入割合は100%でございました。

1枚めくっていただきまして、款10の繰越金につきましても同様でございます。

款11の諸収入につきましても、調定額に対し収入割合は100%となりました。

歳入合計でございますが、調定額9億423万2,343円、収入済額8億4,604万7,802円となりまして、収入割合は93.56%でございました。不納欠損額は177万6,000円、収入未

済額は5,640万8,541円でした。

1枚めくっていただきまして、89ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1.総務費につきましては2項ございまして、予算に対する執行率は94.05%でございました。

款2の保険給付費でございますが、5項ございまして、執行率は99.08%でございました。

款3の後期高齢者支援金、執行率は99.99%。

款4の前期高齢者納付金につきましては、執行率は98.31%。

款5の老人保健拠出金につきましては、執行率は96.06%。

款6の介護納付金につきましては、執行率は99.99%。

款7の共同事業拠出金も同率で99.99%でございました。

款8の保健事業費につきましては、執行率は93.41%でございました。

款9の公債費はございません。

款10の諸支出金につきましては、1枚めくっていただきますと2項ございまして、執行率は98.15%でございました。

款11の予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計につきましては、支出済額が8億1,438万6,764円で、予算に対する執行率は98.71%でございました。歳入歳出差引残額は3,166万1,038円でした。

続きまして、115ページをお願いいたします。

平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、歳入金5,987万4,245円、歳出金5,960万1,045円、歳入歳出差引残金27万3,200円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

116ページをお願いいたします。平成22年度実質収支に関する調書、輪之内町後期高齢者医療特別会計、1.歳入総額5,987万4,245円、2.歳出総額5,960万1,045円、3.歳入歳出差引額27万3,200円、4.翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5.実質収支額27万3,200円、6の基金繰入額はございません。

続きまして、117ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1の後期高齢者医療保険料では、調定額に対する収入割合は99.96%でございます。また、収入未済額は1万3,200円でした。

款2の使用料及び手数料から款6の諸収入につきましては、調定額と収入済額は同額で、収入割合は100%でございました。

歳入合計につきましては、調定額5,988万7,445円、収入済額は5,987万4,245円となり、収入割合は99.98%でございました。収入未済額は1万3,200円でございます。

1枚めくっていただきまして、119ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1.総務費につきましては、予算に対する執行率は84.19%でございました。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、執行率は95.21%。

款3の保健事業費につきましては、執行率は86.39%。

款4の諸支出金につきましては、執行率は11.29%。

款5の予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計につきましては5,960万1,045円で、予算に対する執行率は93.44%でございました。歳入歳出差引残額は27万3,200円でございます。

続きまして、127ページをお願いいたします。

平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算書、歳入金5万402円、歳出金5万402円、歳入歳出差引残金はゼロでございます。うち翌年度繰越金もゼロ円でございます。

128ページをお願いいたします。平成22年度実質収支に関する調書、1.歳入総額5万402円、2.歳出総額5万402円、3.歳入歳出差引残額はゼロでございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源、5.実質収支額、6の基金繰入額についてはございません。

1枚めくっていただきまして、歳入を説明させていただきます。

款1.支払基金交付金から款6.諸収入までは、調定額に対する収入済額は同額でございます。収入割合は100%でございます。

款5の繰越金につきましては、収入はございませんでした。

歳入合計でございますが、調定額5万402円で、収入済額も同額となっております。

1枚めくっていただきまして、131ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1の総務費につきましては、執行率は29.96%でございました。

款2の医療諸費につきましては、支出はございません。

款3の諸支出金では、執行率は51.08%。

款4の予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計、支出済額5万402円で、予算に対します執行率は3.6%でございました。歳入歳出差引残額はゼロでございます。

続きまして、139ページをお願いいたします。

平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算書、歳入金1,763万8,042円、歳出金1,645万2,919円、歳入歳出差引残金118万5,123円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

140ページをお願いいたします。平成22年度実質収支に関する調書、輪之内町児童デイサービス事業特別会計、1.歳入総額1,763万8,042円、2.歳出総額1,645万2,919円、3.歳入歳出差引額118万5,123円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5.実質収支額118万5,123円、6の基金繰入額はございません。

続きまして、141ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1の障害福祉サービス費、款2の使用料及び手数料、款4の繰越金、いずれも調定

額と収入済額は同額で、収入割合は100%でございます。

款5の諸収入では、2項の雑入におきまして1万9,000円の収入がありました。

歳入合計につきましては、調定額1,763万8,042円で、収入済額も同額となっております。

1枚めくっていただきまして、143ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1の総務費では、予算に対する執行率は41.24%。

款2の障害福祉サービス事業費では、執行率は95.76%。

款3の予備費につきましてはございません。

歳出合計でございますが1,645万2,919円で、執行率は94.83%となっております。歳入歳出差引残額は118万5,123円でございます。

続きまして、149ページをお願いいたします。

平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入金6億405万6,336円、歳出金5億9,360万7,800円、歳入歳出差引残金1,044万8,536円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

150ページをお願いいたします。平成22年度実質収支に関する調書、輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計、1. 歳入総額6億405万6,336円、2. 歳出総額5億9,360万7,800円、3. 歳入歳出差引額1,044万8,536円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5. 実質収支額1,044万8,536円、6の基金繰入額はございませんでした。

1枚めくっていただきまして、151ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

款1の分担金及び負担金では、調定額に対しまして収入割合は73.68%でございます。

款2の使用料及び手数料では、2項合わせました調定額に対する収入割合は97.57%。

款3の国庫支出金、款4の県支出金、款5の財産収入、款6の繰入金、款7の繰越金及び款8の諸収入では、調定額に対し収入済額も同額で、100%の収入割合でございました。

1枚めくっていただきまして、款9の町債でございますが、調定額に対しまして同額を収入いたしました。

歳入合計でございますが、調定額6億1,342万7,886円に対しまして収入済額は6億405万6,336円でございます。収入割合は98.47%でございます。

1枚めくっていただきまして、155ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1の公共下水道費でございますが、予算に対する執行率は98.48%でございました。

款2の公債費につきましては、執行率は99.71%。

款3の予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計5億9,360万7,800円を支出いたしまして、予算に対しまして執行率は98.61%、

歳入歳出差引残額は1,044万8,536円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

説明書の方で実質収支比率という項目があります。説明書の1ページですけれども、昨年度7.3%に対して今年度16.7%、実質収支額は先ほど説明ありましたように4億4,103万2,000円というふうになっておりますけれども、この実質収支比率について監査委員さんの意見書においては、実質収支比率が財政分析においても望ましい範囲内を維持しているというふうに監査委員さんは言っておられます。ところが、この説明書の方を見ますと、実質収支比率というのは実質収支の標準規模に対する割合で、標準財政規模の3ないし5%が望ましいとなっておりますけれども、この3ないし5%が望ましいのに対して16.7%、これはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（北島 登君）

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

この1ページを見ていただきますと、平成21年度は7.3ということで、平成22年度が16.7ということで、平成22年度につきましては、実質収支は伸びたということで、歳入額と、それから冒頭の町長の決算の説明にございましたけれども、歳入がふえ、それから執行の段階では吟味をして、積極的に必要なものには投資したという結果がこういう数字にあらわれたもので、平成22年度の数値としてなっただけで、やはり長期的な目で見たいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

私がお伺いしたのは、結果として16.7%になっているということはそのとおりなんで、別に間違っているわけじゃない、けど、その評価の仕方として、この備考欄に書いてあることがどうなのかと。望ましい範囲というのは3ないし5%だというふうに言っておるわけですけれども、この望ましい範囲なのかどうかということをお伺いしているんですけれども、その見解を明確にお答え願いたい。

監査委員さんの方も今の参事と同じようなことを言っておられるわけですが、この説明書の記載とは内容が違っているのではないかと、これはどのように判断するのかということをお伺いします。

○議長（北島 登君）

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

これはあくまでも標準財政規模にということで、基本的に実質収支で見れば当然比率も上がるわけですが、確かに歳入があって歳出がございまして、その中で判断していくわけですが、各年度によりまして事業の特徴、それから執行率も影響してくるわけで、一概にすぐこの備考欄にある望ましいということは、あくまでも望ましいのであって、今回16.7%を示したということについてやぶさかではないと思っております。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この問題は、また委員会の方で議論したいと思います。

あと、収入未済額でマイナスのところがあるわけですね。このマイナスの収入未済ということは、多くもらい過ぎたと、徴収し過ぎたということになると思うんですが、これはどういうことでそうなったのか。その分の、これは返還になるのかどうか知りませんが、なると思うんですが、その辺はどのように対処しようとしておられるのかということをお伺いします。

○議長（北島 登君）

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

多分諸収入の延滞金、加算及び過料のことですよね。これにつきましては、調定額で収入の方がたくさんだったということで、収入未済額がマイナスの表示になりましたが、これにつきましては、先ほど森島議員も言われましたように、計算して適正に処理はしております。

○議長（北島 登君）

もう最後です。

○9番（森島正司君）

いや、今の答弁、もう済んでおることですか、これからやるということなのか、

どちらなのかということ。

○議長（北島 登君）

なら、委員会を設置しましたら、そこで答弁をお願いします。

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

なら、委員会で答弁させていただきます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議第39号から議第44号までについては、8人の委員で構成する平成22年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第38号から議第44号までについては、8人の委員で構成する平成22年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時23分 再開）

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成22年度決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、平成22年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

平成22年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成22年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長には浅野常夫君、副委員長には高橋愛子君です。

これで報告を終わります。

---

○議長（北島 登君）

日程第17、議第45号 輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長（田中 実君）

それでは、議案書17ページをお開きください。

議第45号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について。輪之内町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年9月6日提出、輪之内町長、木野隆之。

今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正されたのに伴い、輪之内町の税条例の所要な改正をしようとするものであります。改正の主なものは、町税における寄附金税額控除等の改正であります。

それでは、新旧対照表で主な改正部分につきまして御説明をさせていただきます。お手元の新旧対照表の6ページをお開きください。

第26条の8、寄附金税額控除について御説明申し上げます。この第26条の8については、寄附金控除の適用下限が現行の「5,000円」から「2,000円」に改正されました。改正案に2,000円という額が出ておりません、と申しますのは、今回の改正は条例の中で金額を提示するのではなくて、もとの法律、つまり地方税法を読みに行くというような改正手法になったからでございます。条例の3行目あたりに法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額というくだりがございまして、これが2,000円の改正をあらわしております。そのほかの改正は、改正に伴い、字句の整理を行ったわけでございます。

詳しく申し上げますと、現行の欄で「一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」と、7ページの「二 共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金」は、改正案では、2行目あたりの「法第314条の7第1項第1号及び第2号」というふうに記載のさ



れ方が変わりました。

7ページの下の現行ですけれども、三から、8ページの十二がございます。内容は変わりませんが、今回の改正で、三から十二がイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トという片仮名に振りかえられて全体的に整理をされました。

8ページの改正案の2項が現行より格段短くなっております。法第314条の7第2項にすべて現行の内容が集約されておるため短くなりました。

今回の改正は、先ほど申しましたように、条例を詳しくから、上位法の地方税法を読みに行くというような方式に変わったからであります。

続きまして、10ページをお開きください。第28条の2、町民税の申告について、寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、必要事項を記載した申告書を町長に提出しなければならないという取り決めでございます。ただいま説明をいたしました項目が現行の5項の後に新たに入りましたので、既設の項目が7、8、9と一つずつ番号がずれました。

続きまして、第28条の4、町民税に係る不申告に関する過料につきまして、先ほど第28条の2の町民税の申告で条項が一つずつずれました。7項が8項に、8項が9項になったわけでありまして、関係部分の字句の改正であります。

次に11ページ、附則でございますが、第6条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、条項の整理であり、現行より短くなっておりますのは、法第314条の7第2項にすべて内容が集約されたためでございます。

12ページから13ページをお開きください。第7条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。肉用牛の売買による事業所得に係る町民税の課税の特例と申しますのは、農家が飼育した肉用牛の売却による事業所得につきましては、平成24年度まで免税対象飼育牛が2,000頭まで、1頭100万円未満の売却の場合、住民税が免税となる制度であります。今回の改正は、肉用牛の非課税の特例を平成24年度までを27年度まで延長し、免税対象牛は2,000頭を1,500頭にするものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。第9条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする場合は申請が必要ということでありまして、今回の内容につきましては、固定資産税の減額の適用の中でいろいろあるわけですけれども、高齢者の居住の安定確保に関する法律関係の減免があるわけでありまして、これが高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、従来の高齢者向け優良賃貸住宅が新たなサービスつき高齢者向け賃貸住宅の制度となったため、字句の改正でございます。

続きまして、第15条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の特例から、15ページ、第15条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、16ページ

ジ、第16条、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、17ページ、第17条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、18ページ、第18条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の課税の特例、19ページの第19条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、そして20ページでございますが、第19条の4、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例までは、先ほど来御説明しております、今回改正されました附則の第6条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例と第26条の8の寄附金税額控除が改正されたことによる関係部分の字句の改正でございます。

続きまして、21ページから23ページまでにつきましては、平成20年の経過措置に対する附則の改正でございます。

第2条、個人の町民税に関する経過措置につきましては、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間、上場株式等配当所得、譲渡所得に対する軽減措置としまして、本来は税率3%の住民税を現在1.8%となっております、その措置を平成25年12月31日まで2年間延期するものでございます。

次に、24ページから25ページにつきまして御説明させていただきます。平成22年の経過措置に対する附則を改正するものであります。

第1条、施行期日、第2条、町民税に関する経過措置につきましては、附則第18条の3、こちらは非課税口座上場株式等の譲渡に係る町民税の計算の特例が平成25年度を平成27年度に延期するものでございます。この非課税上場株式等の譲渡に関する町民税の計算の特例と申しますのは、非課税上場株式等管理契約に基づいて非課税口座を開設された場合、新規として1年間に100万円まで、最大3年間、配当所得、譲渡所得が非課税となる新しい制度で、平成25年度からの開始の予定でございましたが、平成27年度に延期となりましたということでございます。

別表第1につきましては、条例改正に伴い、第26条の8が第26条の8第1項第1号になったための関係部分の字句の変更でございます。

25ページ、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということでありまして、三つ書いてございまして、一つは、第28条関係の寄附金税額控除の町民税の申告は、施行期日は平成24年1月1日から、二つ目の附則第7条関係の肉用牛の売却による事業所得の適用は、施行期日は平成25年1月1日から、三つ目の附則第9条、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定についてであります、施行期日は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日からという取り決めでございます。

次に26ページを開いていただきまして、町民税に関する経過措置であります。寄附金税額控除の申請は、平成24年度以降適用し、免税対象飼育牛は、平成25年度以降に適用する取り決めであり、27ページ、第3条、固定資産税に関する経過措置については、固定資産税の新条例の適用は、平成23年度以降に適用するなど経過措置の改正ございま

す。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**○議長（北島 登君）**

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

**○議長（北島 登君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

非常に読んでおってもわかりづらい、新旧対照表を見ただけでは何がどういうふうに変わるのかということがほとんど理解が不可能であります。

この中で思いますのは、株の取引とか、要するに比較的財政的にゆとりのある人に対して優遇しているような内容ではないかというようなことを思うわけですが、これによってこの恩恵を受ける町民というのは何人くらいいますか。

今回のいろいろと肉用牛とか、あるいはそのほかの分もあって、一般の人もあれですが、特に金融関係ですね、配当所得とか、高額所得者の利息とか、そういうことによる恩恵をこうむる方というのはどのくらいいますか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

**○議長（北島 登君）**

田中実君。

**○税務課長（田中 実君）**

今回の株式の税制で何人輪之内町で優遇がされるのか教えていただきたいということですが、税制に関して起因することで人数がわからない点もありますので、わかる範囲内でお知らせしたいと思ひます。

株式の譲渡所得につきましては、通常は分離所得と、それから証券会社で源泉徴収、天引きされる方があります。こちらについては把握ができません。

同じく配当所得におきましても分離課税と証券会社でその配当を取られると、これは申告不要という方ですが、そういう方については把握ができませんので、分離課税につきましては、譲渡所得7名、配当所得3名でございます。

（挙手する者あり）

**○議長（北島 登君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

なぜ株式の譲渡所得、そういった方に優遇しなきゃならないのか、あるいは先物取引

の特例ですね、こういったことについては多くの町民にとっては不本意なことではないかというふうに思います。

国の法律がそうなっているからということですが、これは義務規定になっているわけですか、それとも先ほど言ったようなできる規定なのか、どちらになっていますか、これ。

○議長（北島 登君）

田中実君。

○税務課長（田中 実君）

地方税法が改正されましたので、これは所得に関することですので義務というふうに考えております。

また、森島議員は株の取引について、先ほど来、金持ち優遇であるというふうにおっしゃってみえます。この制度につきましても、平成15年の税制改正において、当時の株価の低迷、金融機関の不良債権という深刻な事態の中で日本経済を救うがためにこの制度ができたわけですので。

現在の状況におきましても、大変日本の経済、株価は低迷しております。中には、確かにお金持ち優遇であると考えられる方もお見えになるかも知れませんが、ここは国民各位が貯蓄から投資へと経済行動を変えていただいて日本経済を助けていただきたいということで今回の改正になったと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第45号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この条文をすべて理解することは、私にとっては今のところ不可能で、わからない部分が非常にたくさんある。本来なら、もっと委員会において詳しい説明を受けて、納得してから賛否の態度をあらわしたいというのが本意でありますけれども、議運において委員会付託の必要なし、そのときの執行部の説明は字句の修正だというような内容で、十分本会議での議論で対応できるということでした。けれども、今の議論では、すべて理解するということが全く不可能であります。

このような中で部分的な面で私の感じるところは、やはり金持ち優遇になっていると。今、税務課長が言われましたように、貯蓄からもっと消費の方へ回せというようなこととか、証券の方に回せとかというようなお話もございましたけれども、結局は現在の不況というのは、余った金が投機の方に回っている、消費に回るんじゃなくて金持ちの中で投機の方に動いている、そこに今の日本経済、あるいは社会経済の根本的な矛盾があるものというふうに思っております。それを助長するようなこういう経済政策というのは理解できないということで、私はこの改正には、私の理解する範囲内で反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第18、議第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

加藤智治君。

○福祉課長（加藤智治君）

議第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年9月6日提出、輪之内町長。

新旧対照表の方をごらんください。

こちらの方、第4条の第1項第1号中、維持していた遺族の下に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加えます。

続きまして、第3号で「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時そ

の者と同居し、又は生計を同じくしていた者。) に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」を加えます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

この改正につきましては、3月11日の東日本大震災を受けまして、第2号の順位にある者がすべて亡くなった場合は、死亡当時同居し、生計を同じくしていた兄弟姉妹に災害弔慰金を支払うということにしたものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第46号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第19、議第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、議案書の32ページをお願いいたします。

議第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約について。地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり改正する。平成23年9月6日提出、輪之内町長。

今回の規約改正でございますが、33ページをごらんいただきますと、まず岐阜市という住所の定義を詳しく、藪田南5丁目14番53号を加えました。

それから、第5条第3号を全部改正したということでございます。詳しい内容につきましては、また新旧対照表で説明させていただきます。

附則につきまして、施行期日でございますが、岐阜県知事の許可のあった日から施行するということで、経過措置といたしまして、改正後の規約の施行の日に現に在職する郡町村会長の組合議員については、改正後の規約第5条第3号の規程により充てられた組合議員とみなすというみなし規定でございます。

それでは、条例の新旧対照表の30ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正、第4条で組合の事務所の位置ということで、従前につきましては、ただ単に岐阜市に置くとなっておりますが、今回は事務所の所在地をはっきり特定させるために、「藪田南5丁目14番53号」に置く規定をさせていただきました。

それと第5条の組合の議会の組織ということで、第3号でございますが、従前は「各郡町村会長9人」となっておりますものを、今回、「岐阜県町村会が推せんする組合を組織する町村の長9人」ということで、町村会の役員の選出方法が、従来は各郡の町村会長から全町村長からの選出に変更されたということで、今回、これにより町村会が推薦する町村の長としようとするものでございます。

どうかよろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第47号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第20、発議第1号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

田中政治君。

○6番（田中政治君）

発議第1号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書。

介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書を次のとおり発案する。平成23年9月6日提出。提出者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司、同じく森島光明、同じく浅野利通。輪之内町議会議長 北島登様。

介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書。

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大する中で、介護サービスを担う介護人材を確保することは重要な課題です。

介護・福祉の賃金水準は他業種と比べて低いことなどから、特に介護職員については離職率が依然として高く推移し、介護人材の確保が難しい状況になっています。

国は、介護職員の処遇改善に取り組むことを目的に、2009年（平成21年）10月から2012年（平成24年）3月までの実質2年半の時限立法により、介護職員処遇改善交付金制度を実施しています。しかしながら、この交付金制度は介護職員のみを対象として、看護師・ケアマネジャー・生活相談員などは対象外としています。施設運営は、さまざまな職員のチームワークで成り立っていることから、すべての職員を対象とした処遇の改善が図られるべきです。

また交付金制度の終了に伴い、職員に対する処遇が低下し、離職に拍車がかかるおそれがあります。今後の高齢社会を支える介護職員などの雇用を維持するためには、介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を図るよう強く要望します。



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 西岡武夫様、内閣総理大臣 野田佳彦様、財務大臣 安住淳様、厚生労働大臣 小宮山洋子様。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから発議第1号についての討論を行います。  
討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから発議第1号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。  
したがって、発議第1号 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

お諮りします。  
ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって9月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。  
したがって、議第37号から議第45号までについては、9月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月16日

に委員長報告をお願いします。

---

○議長（北島 登君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

（午前11時57分 散会）

平成23年9月6日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

平成23年9月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議第38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成23年第3回定例町議会付託事件）

日程第5 議第39号 平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第40号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第41号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第42号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第43号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成22年度決算特別委員会委員長報告

（平成23年第3回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第5 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	中島修	調整監	尾崎敏美
税務課長	田中実	経営戦略課長	荒川浩
福祉課長	加藤智治	住民課長	兒玉隆
産業課長	岩津英雄	建設課長	加納孝和
教育課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成23年第3回定例輪之内町議会第11日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（北島 登君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第37号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第37号及び議第38号についての審査報告がありました。

次に平成22年度決算特別委員長から、議第39号から議第44号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（北島 登君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので、発言させていただきます。

安心な保健行政についてお尋ねします。

現在、輪之内町においては、安心・安全なまち、子育て支援と健康を守る観点から、福祉医療費の助成で乳幼児、小・中学生の医療費が無料ですが、住みよいまちの発展、暮らしやすいまちのためにも、18歳までの医療費の無料化の拡大はできないでしょうか。町長のお気持ちを聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の御質問に対してお答えいたします。

安心な保健行政についてということですが、現在、御承知のように、重度心身障がい者、乳幼児、母子家庭、父子家庭等の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とした岐阜県の福祉医療費助成制度というのがございます。これは、

県内の小学校就学前までの乳幼児の外来及び入院費を無料にする制度となっております。これに加えて、子育て支援等のため、各市町村が独自の施策として無料化の範囲を拡大、実施しているというのが現状であります。

県下42市町村の状況を見てみますと、小学校就学前までの乳幼児の外来及び入院費が無料で、以後、中学校終了年度まで入院費のみを無料にしておりますのが1町、小学校3年生年度末までの児童の外来及び入院費が無料で、以後、中学校終了年度まで入院費のみ無料としておりますのが1市、小学校6年生年度末までの児童の外来及び入院費は無料で、以後、中学校終了年度まで入院費のみ無料としておりますのが2市ございます。当町を含めまして38市町村が、中学校終了年度末までの外来及び入院の医療費を無料としている状況であります。

浅野議員御提案の高校生までの医療費の無料化につきましては、今のところ岐阜県内では、どの市町村も実施はしておりません。全国的に見ましても、高校生まで実施している市町村はわずかであります。

現状を見ますと、当町は、この福祉医療費助成に係る費用として、平成22年度におきましては約9,600万円ほどで、県補助金を差し引きますと6,800万円ほどの町費の負担となり、これは年々増加をしております。

今日の厳しい財政状況の中ではありますが、国には小学校就学前の乳幼児に対する医療費無料化施策の実施を要望し、県に対しても負担範囲の適正化・強化を求め、過重な町費負担とならない方向性を保ちつつ、福祉医療費助成制度を適切に実施してまいりたいと考えております。

御提案の内容については、制度の目的・趣旨等を再度検証し、各世代を通じた福祉施策のバランスに配慮しつつ、全体像を見きわめた上で、その扱いについて関係者の理解を深めてまいりたいと考えております。

以上で、浅野常夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（北島 登君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

今、町長の答弁の中で、まだ近隣市町のどこも取り入れていないということでした。

事業仕分けじゃないですが、やりくりの中で、可能であればいち早くやることが、永住、また人口の増加、やがては税収につながると思いますが、安心・安全なまちづくりにつながると思っています。その辺はどう思われますか。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

この保健行政全般を通じる中で、特に乳幼児医療費の無料化について、私どもも可能な限りにおいて、どこがやっているいないにかかわらず、必要だと思えばやるという前提で今までも来ましたし、乳幼児医療費無料化が中学生まで入院・通院無料ということをやったのも比較的早い段階だったと、そんなふう to 思っております。

先ほども答弁で申し上げましたように、非常にお金もかかるという状況もありますので、これは再度申し上げますけれども、いわゆる乳幼児から老人に至るまでの各世代の中で、どのように財源を配分しつつ、先ほど議員のおっしゃられたような安全・安心なまちづくりにつながる、ある意味で資源の再配分というものをどう考えていくかということに関係者で真剣に考えてまいりたいと、そんなふう to 思っております。

これも当然選択肢の一つであることは、排除するつもりは毛頭ございません。ただ、全体のバランスの中で、どの段階で何を優先してやるかという政策の選択肢の中で語られていく問題だろう to 思っております。そういう意味で、先ほど各関係者の理解を得ながら、その全貌を全体として明らかにしていくと。そして、その先が見えてくるだろう to 思っております。どうか御理解をよろしく申し上げます。

(2番議員挙手)

○議長(北島 登君)

2番 浅野常夫君。

○2番(浅野常夫君)

ありがとうございました。終わります。

○議長(北島 登君)

次に、1番 上野賢二君。

○1番(上野賢二君)

では、お許しをいただきましたので、2件ほど質問させていただきます。

1番目ですが、災害の対応についてということで、さきの東日本大震災、そしてこのたびの台風12号による大豪雨災害は、絶対に大丈夫であろう to 想定されました防波堤や輪中堤がなすすべもなく破壊され、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。防災対策はもちろん必要でございますが、災害を未然に防ぐのが非常に困難で、むしろ災害後の対応に重きを置くべきである to 思います。

その観点から、次の3点、お尋ねいたします。

1点目としまして、当町では3年に1度、総合防災訓練が設定され、本年度がその年に当たり、自助・共助・公助の連携を柱に、過日、8月28日に実施されました。町民の自助・共助による防災意識の向上、災害対応力を高めるためには、少なくとも1年に1度は防災訓練を実施すべき to 考えますが、いかがでしょうか。

2点目、各区単位で自主防災隊が組織されております。共助の部分を担っており、災害時における最重要組織である to 思います。それが実際に機能するのか、不安視をされ



ております。今後の自主防災組織の育成への取り組み方、また町として役場及び防災コミュニティセンターにて、防災備品や食料の備蓄がされていると聞いておりますが、自主防災隊単位での防災備品、食料、水の備蓄をお考えではないでしょうか。また、それに対する助成をお考えではないでしょうか、お伺いをいたします。

3点目、公助としての町の防災拠点（防災基地）の整備について、現在審議中の輪之内町第5次総合計画（案）によりますと、7年後の平成30年に事業計画をされております。これは、どのような整備なのか、今お考えの防災基地構想をお聞かせいただきたい。

そして、東海地震を含め、災害は待ってくれません。いつ発生するかわかりません。事業としての優先順位は決して低くはないと思います。7年後といわず、早期の事業実施をお願いいたします。

2件目でございますが、土地利用について。

町では、自主財源の確保・増収を目指した企業誘致事業、住宅誘致事業を積極的に展開され、努力の結果、南波地区には、優良企業でございます株式会社エフピコを誘致、操業を開始しております。東大藪地区では、現在事業を展開中であります。また、住宅・アパートの増築により、昨年の国勢調査では1万人を突破し、着実に成果を上げられております。

しかし、その反面、農業者の後継者問題や経済事情にもよりますが、農地を手放す方が増加し、無秩序な開発が進みつつあります。このままでは、農地、商業地、工業地、住居地等が無秩序に混在し、見た目にも環境面にも劣悪な町になってしまいます。個人資産である農地の問題でありますので非常に難しい面はございますが、行政として住環境や自然環境に配慮した計画的な調和のとれた美しいまちづくりに着手する時期に来ていると思います。そのためには、地権者の理解・協力と、不動産業者への行政指導が必要であると考えます。町長の見解をお伺いいたします。

また、住んでみたい輪之内、住んでいてよかった輪之内を目指して、夢のある輪之内町の近未来図というものを、小学生、中学生を含めまして一般から公募して、それを参考にして、ぜひとも作成をしていただきたい。そうしたものが、今後の輪之内への企業誘致、それから移住へのPRにもなるかと思われれます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、上野賢二議員の御質問にお答えいたします。

まず第1点目の災害の対応についてでございますが、今年度は、御承知のとおり、当町において3年に1度の総合防災訓練として、各種の訓練を実施いたしました。議員各位には、積極的に訓練の御参加をいただき、誠にありがとうございました。

今回の訓練を通じ、いろんな課題も見えてまいりました。今後は、この課題を一つ一つ解決していかなければならないと認識をいたしております。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、直近の台風12号による災害状況からは、その地域の地理的条件や気象条件により災害の内容が相当異なっているということに気づかされるわけであります。

日本は、今、東日本大震災における地震、津波、そして放射能事故、台風12号による水害・土砂災害など、今年に入ってからさまざまな災害に直面をしております。被災地の皆様の心情を察するに余りあります。一日も早い生活再建がなされるよう、心から願うものであります。

近時の自然災害の多発傾向に対しては、災害に立ち向かう防災から、自然と共生しつつ被害を最小限にする減災へと、考え方をシフトするべきだという識者からの意見も出ております。想定外の規模で発生する災害に対して、既存の防災施設には限度・限界があるということも、改めて強く感じるようになりました。

そして、今回のこれらの災害から学ぶべき教訓として、我々は絶対に安全ということはないということを常に心にとめておき、そこから防災・減災に対する施策を積極的に行っていくべきだということであります。そして、官民一体とならなければ、住民の皆様の安全・安心は確保できないということを、改めてここで訴えるものであります。

さて、御質問1点目の防災訓練についてであります。防災意識の向上と訓練を通じて、災害時の対応方法の検証を行うなど、地域住民の方々と協働して実施する訓練は、大変意義深いと考えております。自助、共助、そして公助と、さまざまなシチュエーションが想定される中で、分担範囲を着実に実行する訓練の必要性について、他言を要しないものと考えております。

御提案のありました、毎年1度の訓練という考え方もございます。また、それぞれが与えられた範囲を個別に地道に訓練していくという考え方もあります。訓練を実りあるものにすべく、その方法、内容等、今後関係機関を交え、その望ましいあり方について早急に結論を出してまいりたいと思っております。

2点目の自主防災組織についてであります。一番大切なのは、みずからを守る自助、次に重要なことは地域で守る共助であります。さきの災害でも、地域での助け合いが、公助が立ち上がるまでの間、重要な役割を担ったことは記憶に新しいところであります。災害が起きた後、まずは地域での支え合いが必要であることは、ここで言葉を重ねるまでもございません。地域での自主防災隊の訓練につきましては、自助・共助の育成を図るため、各区長、区役員の皆さんと連携して、行政側としても積極的にサポートをしてまいりたいと考えております。

また、地域での防災備蓄についてであります。現在、町では避難所単位で、順次、防災備蓄倉庫などを設置していくこととしておりますが、災害の内容に即応するため、

避難所そのものの見直しが必要であると認識しておるところでございます。

御質問の、資材等の備蓄と助成についてであります。公助が行き届かない発災直後の状況に対応するため、従来からお願いしておりますように、食料や飲料水について、災害時から3日分を目安として、ぜひとも住民の方々みずからが自助として備えていただきたいと考えております。また、被災者共有で使用するものや、救助活動用の防災備品類等につきましては、より身近での対応は共助の観点からも大変重要なことですので、想定される活動内容を勘案の上、早急に整備をしてまいりたいと思います。

3点目の防災拠点の整備についてであります。輪之内町第5次総合計画案に計上しております平成30年までの整備計画は、庁舎の周辺に庁舎附属施設として、防災拠点の中心となる各種通信設備等を十分備えた防災基地の整備を計画しているものであります。

いずれにいたしましても、上野議員御指摘のように、災害は待つてはくれません。輪之内町といたしましても、防災事業の順位立てを行いながら災害対応を行ってまいりますので、どうか御理解をお願いいたします。

次に、第2点目の土地利用についてお答えをいたします。

輪之内町の土地利用の形態は、平成21年度の都市計画基礎調査によりますと、田畑が町全体の54%を占めており、次いで河川や水路等の自然利用が13.5%で、住宅地・商工業用地等の都市的土地利用は約13%と、割合的にまだ小さいと考えられるところであります。

御意見のとおり、平成11年の調査時点と比較いたしますと、田畑が59.1ヘクタール減少する一方で、住宅用地が12.7ヘクタール、商業用地が15.6ヘクタール、工業用地17.1ヘクタールへと増加し、整序ある土地利用への誘導が喫緊の課題となっていることは御案内のとおりであります。

当町の土地利用規制の現況は、全域が農業振興地域で、かつ未線引きの都市計画区域にも指定がされております。ただ、都市計画区域内の用途の指定等はありません。こういった法律上の規制の中で、町としては宅地1,000平米以上の開発においては、輪之内町土地開発事業指導要綱に基づき計画的な土地開発を誘導し、環境等に配慮した指導を行ってきたところであります。町としましては、引き続き、活力あるまちづくり、住みよいまちづくりを目指して、都市基盤、これは道路とか下水道とか、そういうものがありますが、そういうものの整備や企業誘致事業を進めながら、良好な地域環境の保全にも資するべく、土地利用のあり方について関係者の合意形成を図ってまいりたいと思います。

現状においては、農地関連法制等の転用規制の強化等もあり、他用途への転用のやや鈍化傾向が見られますけれども、将来的には建築用途の違いにより、地区形成や生活環境に悪影響を及ぼすことも憂慮されますので、無秩序な開発が進行しないように、輪之内町都市計画審議会や住民の皆様の御意見を拝聴しながら、特定用途制限地域の指定や、

用途区域指定の検討をしてみたいと考えております。

言うまでもないことですが、個人の財産権を尊重しつつ、良好な生活環境を保全し、かつ活気に満ちたまちづくりをしていくには、住民の皆さんの、中でも地権者の皆さんの土地利用規制に対する御理解、御協力が欠かせません。行政側として努力を惜しむものではありませんが、規制、誘導にも限界があります。究極は、地権者を初めとする住民の皆様自身の選択が町の将来を決定づけてしまうということを、ここであえて指摘をさせていただきます。

もちろん、繰り返しになりますが、良好な生活環境保護のため、必要な法制度の整備を図ることにちゅうちょするつもりは全くないということを改めて付言をしておきたいと思えます。

それから、御質問の最後に、近未来についての考えを募集してはというようなお考えがございました。いろんな形で住民の皆さんの思いを受けとめていくということは大切でございますので、そういったことも方法の一つかなと、今思いながら御質問をお聞きしておりました。

以上で、上野賢二議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(1 番議員挙手)

○議長（北島 登君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

町長、今おっしゃられたように、まず自助・共助、その辺みずからそういった意識を持って進めていくということが大前提ではあると思いますが、なかなかそこら辺の意識にも個人差もありますし、地域格差もあると思えますね。ですから、こうした防災訓練とか備蓄品等の助成をすることによって、そういった意識の高揚と活動の誘導剤になるのではないかというふうに思えますので、何もかも行政が主導して進めると、本来の姿ではないと思えますけれども、各自主防災隊が、みずからそういった意識を持って進めるということが私も大前提であると思えますが、行政の方のそういった方向性を出していただいて、最初は、町が言うから仕方ないなというようなことから出発してでも、ぜひとも誘導的な施策を打っていただきたいというふうに思えます。

それから、一番肝心なのは防災拠点、これが破壊されますと、第2次、第3次災害ですね。助かった命も助からないということになりますので、こういった拠点は絶対最後のとりでということだろうと思えますので、そういった機能が失われないような拠点づくりを早急に進めていただきたい、このように思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、土地利用につきましては、いろんな意味で非常に行政指導が難しい面がございましたが、私、最後のところに力点を置いておりまして、現実的な施策はもちろん必

要なんです、こんなことが考えられるのかというような夢ですね。輪之内の将来はこんなふうを考えているんだというような大きな夢づくりをぜひともやってほしい。我々のような頭の固まってしまったような人間から、なかなかその発想は出てきません。若い方の発想も引き出して、そういったものを活用しながら、そういう夢を見ながら、輪之内はこんなふうを考えているんだなということで、いろんな意味で輪之内のPRになりますし、輪之内の注目度も上がると思いますので、ぜひともそういった政策を打っていただきたいということで、いろいろお願いばかりでございますが、お願いを申し上げまして質問を閉じたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（北島 登君）

次に、9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いてお伺ひいたします。

まず、医療費の窓口負担の軽減についてお尋ねいたします。

体のぐあいが悪いのに、お金がなくて病院にも行けない。これまでの自民党、公明党政治のもと、そしてまた、それに続く民主党政権のもとで深刻な事態になっていると思います。失業、倒産、賃金カット、あるいは経営難など、経済危機の中で、医療費の個人負担が重くて受診がおくれ、重症化するケースが各地で報告されております。

国民健康保険法第44条では、国保を運営する市町村は、窓口で一部負担金の支払いが困難な加入者に対して、患者負担を減免できることが定められております。しかし、これまでは国の統一的な運用基準がなかったためか、多くの市町村ではこの減免制度がつかわれていません。

これに対し、日本共産党の小池晃参議院議員（当時）が2009年の厚生労働委員会で、国の責任で減免制度の拡充を図るべきだとただしたのに対し、これを受けて厚生労働省は検討を始め、昨年9月に保険局長通知で窓口負担の減免基準を市町村に示し、全保険者で実施することになったということでもあります。瑞浪市では、既に今年5月20日告示で、瑞浪市国民健康保険一部負担金の減免等取扱要綱をつくり、実施されているということでもあります。当町では、どのように対応しておられるのでしょうか。

なお、この通知はあくまで基準であり、当町の被保険者の実態に合った制度にしていくべきと考えます。困っておられる加入者に喜んでもらえるような制度にしていきたいと思ひます。

また、厚労省の社会保険審議会医療保険部会では、高額療養費制度の償還方式を見直して、原則療養費払いとなっている外来受診を現物給付化することで一致したとされています。当町でも、患者の負担軽減と申請手続の簡素化を図るためにも、高額療養費の現物給付化をしていただきたいと思ひます。町長の見解をお聞かせください。

次に、輪之内町のまちづくりについてお尋ねいたします。

木野町長になられてから、まちづくり基本条例、あるいは男女共同参画推進条例を制定し、各種審議会等には公募委員を多用して、町民参加によるまちづくりを進めておられるように思います。私は、このように町民の意見、要望を聞き入れていこうという町の姿勢を積極的に評価したいと思っております。

現在、輪之内町第5次総合計画（案）が審議会に諮問され、協議しているところであります。審議会のメンバーは公募委員が中心で、それぞれまちづくりについてさまざまな意見を持っておられます。まちづくり基本条例、あるいは男女共同参画推進条例等々にのっとなって、十分練り上げられた総合計画ができるものと思っております。

しかし、そのためにはいかにも時間が短過ぎます。第1回の審議会が招集されたのが6月30日、その後、月2回のハードスケジュールで審議してきましたが、基本構想だけで40ページ、基本計画は168ページ、その他諸資料が約200ページ、これにすべて目を通して、それに意見を言おうとすれば、とても時間が足りません。当初、町長は、9月議会で5次総を議決するという計画でおられました。これでは、さまざまな考え方を持った公募委員がそれぞれの意見を出し合い、総合計画に反映させることは不可能です。審議にもっと十分な時間を保障すべきではないでしょうか。そもそも4次総は、来年度末までの計画であり、今すぐ完成しなければならないものではないと思います。そうでないというなら、その理由を明らかにしてください。

次に、農業振興地域における企業誘致のあり方についてお尋ねします。

木野町長は、企業誘致に力を入れておられ、南波工業団地に続き、東大藪でも土地を買収して工業団地造成が計画されております。木野町長のもとで策定されたと思われる輪之内町都市計画マスタープランでは、我が町は、全域が農業振興地域に指定されているにもかかわらず、広大な第1種農地を工業系土地利用を誘導する区域に設定しています。

マスタープランは、上位関連計画との関係では、輪之内町第4次総合計画に即して策定されているとしていますが、4次総の土地利用基本方針では、特定の区域を工業系等農用地以外への土地利用を誘導する区域にするという記述はどこにもありません。なぜ、このようなマスタープランを策定されたのか、その理由と経緯を明らかにしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

**○議長（北島 登君）**

町長 木野隆之君。

**○町長（木野隆之君）**

それでは、森島正司議員の御質問にお答えをいたします。

何点か御質問をいただいておりますが、第1点目の医療費の窓口負担の軽減、この件につきましては、御承知のとおり国民健康保険法第44条におきまして、保険者は特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認め

られるものに対し、その一部負担金の減額、支払いの免除等の措置をとることができる」と規定をされております。

厚生労働省のこれに関する通知によりますと、一部負担金の減免は、入院、療養を受ける被保険者の属する世帯であって、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3ヵ月以下である世帯に該当する場合というふうに定められております。減免期間は、1ヵ月単位の更新制で、3ヵ月までが標準とされております。

これに関しましては、現段階では、全国すべての町村で一部負担金の減免が措置されているわけではありませんが、当該通知に依拠した減免基準を明確化するために、輪之内町におきましては、輪之内町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱を定めたところでございます。なお、被保険者には、広報紙やホームページ等で周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、高額療養費の現物給付化ということにつきましては、入院に関しましては、限度額適用認定証の交付を受けることによって、既に現物給付化されております。現在、厚生労働省におきまして、平成24年度からの実施を目指し、外来を受診した際の一部負担金を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の準備が進められているところであり、外来の現物給付化の具体的な方法としては、入院と同じく、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受けて、医療機関窓口に提示する方法とされているようであります。

当町におきましても、これは全般的なことに係る部分がありますので、国の政令改正に従って、外来につきましても現物給付化を実施し、患者の負担軽減につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、第2点目の輪之内町のまちづくりについてであります。いろいろ御意見をいただきましたが、結論からいいますと、私としては今すぐにでも第5次総合計画をスタートさせていきたいとの思いを持っております。

御承知のように、現在は第4次総合計画下で行政執行をいたしておりますが、社会情勢、経済環境も激変している中、私たちの地方自治を取り巻く環境も大きく変化し、地方の時代といわれ、地域主権型社会を築いていかなければなりません。熾烈な自治体間の生き残り競争の時代に突入していると認識をしております。まさに運営から経営が、時代のメガトレンドであります。私は、この状況下において、責任ある行政のあり方を考えるとき、今、新しい総合計画策定し、しっかり足元を見据え、当町の身の丈に合った計画を策定する時期が来ていると考えております。

総合計画とは、言うまでもないことですが、行政が執行すべき政策の体系化であり、また政策決定の岐路において、自治体として何を取捨選択するかの方針となるものでもあります。そのように考えれば、総合計画に、その自治体の政策的、戦略的要素を盛り込むことも、また必然であろうと考えております。

また、総合計画を機能させるためには、財政計画に裏打ちされたものであること、そして計画期間と首長の任期との整合性が担保されていること、それが必要だと考えております。

以上、何点か申し上げましたが、そういった見地から、総合計画の機能強化を図るべく、第5次総合計画を早期に策定しようとするものであることを御理解いただきたいと思っております。

また、総合計画審議会の審議時間についての御意見もいただきました。

今回の審議会は、私自身の意向も踏まえて、行政側が整合性を持ってあらかじめ策定した第5次総合計画の素案について御意見をいただいているのだということを御理解いただきたいと思っております。

ただ、この審議会から、会議回数の追加の御要望もあり、今回の補正予算で2回分の委員報酬を追加、増加させていただき、合計7回分の審議時間を確保させていただくこととしました。このことにより、審議会の協議内容がより充実したものとなり、建設的な答申をいただけるものと期待を申し上げます。

次に、第3点目の農業振興地域における企業誘致のあり方についてお答えをいたします。

第4次総合計画には、議員の御指摘のとおり、ゾーニングについての記載はございません。

少し、過去の経過を見てみますと、第3次総合計画の期間中である平成13年度に定められた岐阜県の輪之内都市計画区域マスタープランにおいて、既に工業ゾーンとされていることは御承知かと思っております。また、第4次総合計画の期間中の平成22年度に定められた岐阜県の輪之内都市計画区域マスタープランで、工業ゾーンとして位置づけられておる状況にあります。現在の輪之内町都市計画マスタープランの案については、県の区域マスタープランと同内容を掲げさせていただいたところであります。

この工業ゾーンの土地利用についてであります。里・南波地域や下大樽新田地域に集積しております既存の工業地については、周辺の居住環境や自然環境へ配慮をしながら、道路交通網等の利便性を最大限活用し、効率的な機能の集積を図り、また主要地方道羽島・養老線の沿線については、就業機会の確保や地域の活性化を図るための場として位置づけ、無秩序な開発を防止しつつ、計画的に商業系・工業系企業の誘致を推進してまいり所存でございます。

どうか、御理解を賜りたいと思っております。

以上で、森島正司議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。



## ○9番（森島正司君）

まず、国保法第44条に基づく一部負担の減免についてですけれども、今、町長が御答弁されたように、保険局長通知では三つの条件が示されているというふうに理解しております。それに基づいて、町は要綱を定めたというふうに言われましたけれども、その要綱の内容はその局長通知と全く同じものなのかどうかと。私が例に出しました瑞浪市の場合は、生活保護基準以下ではなくて、生活保護基準の1.3倍の所得水準というふうになっていると。その1.3倍というのが適当かどうかというのは、私も輪之内町の実態を見ながら考えなければならないと思いますけれども、1.3倍ないし1.5倍とか、そのようなことが必要ではないかというふうなことを思っているわけですが、輪之内町のこの減免基準、その内容はどうなっているのかと。いつからこれが施行されているのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、高額療養費の窓口負担についても、24年度から全国的に進められるというふうなことで、当町の方もそれに従っていくというふうな答弁でしたが、24年度から実施されるというふうに理解してもいいのかどうかということを確認しておきたいと思っております。

それから、まちづくりにつきましてですけれども、まちづくり基本条例は、住んでよかった、これからはずっと住み続けたいと実感できるまちをつくるために制定された条例であります。そして、5次総におきまして、その将来像を、「住んでよかった、これからはずっと住み続けたいまち」と設定しているのであります。このことから、5次総はまちづくり基本条例にのっとって審議されるべきではないかというふうに思います。

この条例の中に示されておる情報の共有、あるいは町民のまちづくりへの参画、こういったことが十分保障されなければならないのではないかと。こういった意味から、私はこの審議時間が非常に短いと。多くの町民の意見を取り入れようとするなら、もっと十分な時間をかけて練り上げたものにしていくべきではないかというふうに思うわけがあります。先ほど上野議員からも夢のあるまちをイメージをと言われましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

審議会の現在までの審議状況を見ますと、先日、13日ですけれども、第6回の会議で、ようやく原案の通り一遍の大まかな説明と、それに対する若干の質疑が終わった段階です。これから、この各公募委員のさまざまな意見を持っておられる委員の皆さんが、この諮問案に対する意見や修正案などを出してもらわなきゃならないのではないかと。これが、今執行部の案では、次回の第7回で答申書をつくってしまうんだというようなことですが、これで十分な審議ができるのかどうかというふうに疑問に思っているところでもあります。こういう議論がないまま審議を終了してしまえば、審議会が単なるアリバイづくりに終わってしまうのではないかというふうに思えてなりません。

町長は、この審議会での議論というものを、どういうことをこの審議会に期待されているのかということをお伺いしたい。単なるアリバイでいいのかということをお伺いしたいと思うのであります。

それから、農振地域における企業誘致の問題につきましては、総合計画は言うまでもなく、地方自治法第2条4項に基づいて策定されておる自治体のすべての計画の最上位の計画であり、市町村はその事務を処理するに当たっては、これに即して行わなければならないというふうに地方自治法で定められております。

4次総では、全町が農振地域であることを前提にして、豊かな自然と輪中文化を受け継ぐまちを将来像に掲げて、緑あふれるまちづくりとして、土地利用と開発において、美しい農村環境や緑豊かな環境など、自然保全に留意しながら秩序ある土地開発の誘導に努めるとしてあります。この4次総のもとで、一種農地の広大な農地を特定して、工業系、商業系などの土地利用を誘導する区域に指定するという事は、先ほど言いました総合計画に従って行わなければならないという地方自治法第2条4項に違反するのではないか。4次総にはそのようなことは一言も書いていない、これは先ほど町長も認められましたけれども、4次総に書いていない、それに反することをやるということは、法に反するのではないかということでもあります。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

さらに、県は農業振興地域整備促進基本方針で、農地等の保全について、農地転用の許可制度の適切かつ厳格な運用を求めているのであります。当町においては、町内農地のうち、一部除外地を除いて全体が農業振興地域に指定されている。農業振興を図りながら、新たに農用地区域から除外する場合は、その都度委員会に諮ってその可否を判断し、優良農地の保全に努めているところであります。こういった状況下において、町長の方から一方的に、特定の区域を工業系あるいは商業系、居住系の用地に誘導する区域と指定すること自身は農振法にも違反するのではないかというふうに思うわけでありませう。農業振興地域から除外しないままに農業振興に弊害を及ぼすような土地利用を誘導するのは、今言ったような農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法にも違反するのではないか。

もし、やるとすれば、農振委員会の審議の上に、ゾーニング指定した地域を、農振除外してからゾーニング指定すべきではないか。順序が逆ではないかというふうに思うわけですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

幾つかお尋ねがございました。

まず1点目の医療費の窓口負担等に関しましては、詳細事項について課長の方から答弁させます。

それから、第2点目の輪之内のまちづくりについて、いろいろ御意見を拝聴しました。まちづくり基本条例に即してもっと時間をとってやるべきだと、結論から言えばそういう趣旨だったかと思います。

先ほども申しましたように、これ実は総合計画の審議会でごさいます、我々自身がいろんな形での整合性をとって総合計画の素案というものをまとめまして、それについての御意見をちょうだいするという形の中で、審議を進めていただいているものでございます。すべてについて、1から策定しようとする委員会ではないと理解しておりますので、そういう意味で、計画そのものを策定する時間は、審議会の場において確保する必要はないのではないかと、そういう全体の中で進めている話でありますから、どうかその辺のところを御理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの総合計画のときの件でごさいます。3点目の農振地域における企業誘致のあり方についての再度のお尋ねの中、総合計画に何も書いてないじゃないかということの趣旨だと思いましたが、これは、何も書いてないからすべてやっちゃいけないなんていうことでは、私はないと思っています。書いていなければ、その白地を埋める努力をするのが、むしろ行政側として当然の話でありますから、その辺は御理解をいただきたいなあと、そんなふうに思っております。私は、総合計画の抽象的な表現を具体化することは、行政執行として何ら矛盾していないと思っておりますので、その辺は御理解いただけたらと、そんなふうに思います。

それから、やるんだったら除外してからやるんじゃないのというお尋ねでごさいます、除外を実現するためには計画上の位置づけが必要だというのが、今審査の現況でごさいますので、何かをやろうとする場合には、計画上、きちっと位置づけて、それからすべての物事が進んでいくということでもありますので、そういう意味では、書いていないから何もやらんということになると、もう開発は一切できない。それからまちづくりは、農業以外は考えなくてもいいと、そういうことは、ちょっと1万人の皆さんの御意向の中で、それが大方の意見だと私はちょっと思いますが、その点については、もう少し御理解をいただきたいなと、そんなふうに思っております。どうかよろしくお願ひします。

○議長（北島 登君）

住民課長 兒玉 隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

国保の関係でごさいますけれども、当町が決めております要綱は、国が示した基準どおりに策定をしておるところでごさいます。

といいますのは、新しい国の基準が示される以前から、既に要綱をつくっている市町村もあるわけでごさいますけれども、そういった市町村につきましては明確な国の基準がありませんでしたので、生活保護費の1.2倍まで、あるいは1.3倍までというような要

綱をつくられておる市町村もあったわけでございます。そういった市町村につきましては、新しい通知におきましても、その範囲を狭める必要はないというようなことも言われておりまして、その結果、生活保護の基準の1.2倍、あるいは1.3倍の収入があっても減免しようということにしておるのかと思います。

輪之内町は、新しい通知の前に明確な要綱で基準は定めておりませんでしたので、新しく基準を定めるときに、どこに根拠を置くのかということを考えてときには、国の基準に根拠を置くのが適当であろうというふうに判断をいたしまして、国の基準どおりに策定をしておるところでございます。

なお、この国の基準どおりに策定をいたしますと、国の特別調整交付金の対象になりまして、減免した額の2分の1が特別調整交付金で補てんしていただけるということがございますので、常々申し上げておりますように、国保の財政厳しき折でございますので、少しでも財源を確保したいというような考えもございますので、国の基準どおり行って、その2分の1については、国の方から財源の補てんを受けようという考えでつくっておるところでございます。

それで、いかんせんこの減免制度は、先ほど町長の答弁にもありましたように、標準として3ヵ月というような制度でございますので、3ヵ月以内にその方の所得が回復すればよろしいわけですけれども、その所得の著しい減少が長く続くということであれば、生活保護への移行していかなくてはいけないというようなこともございますので、この制度を私どもの課で実施しながら、福祉部局とも連携を図って、生活保護による生活費の扶助というようなことも、当然連携して考えていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

この要綱は、かねてより検討はしてまいりましたけれども、今年9月5日から施行しているところでございます。

それから、外来の窓口で高額療養の現物給付化ということでございますけれども、こちらの方は、先ほど答弁にありましたように、国において24年度を目途に現在検討中でございますので、実施するというのであれば、当然医療機関での取り扱い、あるいは国保連合会での取り扱い等と足並みをそろえて実施をする必要がございますので、輪之内町だけ先に行くというわけにはございませんので、国の政令の改正を待って、それに従ってやっていきたいということでございます。

国の政令の改正の時期につきましては、24年度を目指すということで、現在のところ情報は聞いておりますので、そのようになろうかと思っておりますけれども、万が一改正がおくれたというような場合は、それに合わせて若干のおくれもあるのかなというふうには思っておるところでございます。

以上で、国保関係の御質問に対する御答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、国保法第44条の関係ですけれども、今、住民課長の方から、法の基準どおりだということで、以前からやられていたところは下げないというふうなことを言われましたけれども、私がお示した瑞浪市は今年5月20日に告示されています。以前からではないんです。去年の9月に通達があって、恐らくそれに基づいてやられたものだと思いますけれども、その中で、生活保護基準の100分の130を乗じて得た額以下とするというふうになっておるわけです。だから、やろうとするところは、そういう福祉に重点を置いておられる自治体においては、本当に困った方を助けていこうという姿勢があるというふうに私は思います。したがって、この輪之内町において、この福祉に力を入れるのか入れないのかということのバロメーターにもなるというふうに私は思います。

今、住民課長の答弁では、すべて国の基準に従うと。国の基準に従ってよくなっていくということは非常に少ない。例えば福祉医療の問題でも、今、国の基準以上に、町長も、先ほどの浅野議員への答弁でも、輪之内町は率先して中学生卒業まで進めているというふうに言っておられます。国の基準以上であります。これをさらにすべての分野にわたって福祉を充実していこうということであれば、こうした医療にかかろうと思ってもかかれない低所得者の人たちを真剣に救っていく、こういう姿勢があれば、町独自で生活保護基準の1.3倍、あるいは1.5倍ということも可能だと思います。ぜひそういうふうに検討し直していただきたいというふうに思いますけれども、できないというのであれば、その理由を教えてください。

これは、高額療養費の窓口負担のことについても同じであります。

国が、もし24年度に策定できなかつたらできないんじゃないかと、やる方向としては国の方もそれを認めている。であるなら、町として率先して、他の自治体に先駆けて福祉のまちづくりということでやることも可能であります。そういった立場で検討していただきたいというふうに思います。

それから、まちづくりの問題ですけれども、これは審議会というのは、町長がいろんな分野から情報を集めて、そして素案をまとめた。その素案をまとめたものに対して、意見を出してもらおう機関だというようなことを言われたと思います。

では、その素案をまとめるときに、このまちづくり基本条例というものは、どのように取り入れておられるのかと。町民の意見を聞くという機会はあったのかどうかと。この素案をつくるに当たってアンケートも行われておりますけれども、この5次総の内容を見てみますと、必ずしもアンケートに従ったものとはなっていないというふうに思います。

先ほど言ったゾーニングの問題なんかでも、これは突如として出てきている。我々議

会も知らなかった。議会も知らずに、町長が勝手にゾーニングを設定されて、広大な農振地域を壊してしまう。こういうゾーニングが5次総にも入っている。マスタープランに入っていると言われるけれども、このマスタープランというものも、町民の意見をどのように反映して、このマスタープランをつくったのか。このマスタープランをつくるときでも、議会には何ら提案されていない。都市計画審議会、今年の2月だったか3月だったかちょっと忘れましたが、第1回の都市計画審議会ですべて初めて見せていただきました。そのときでも、おやっと思ったのが実態であります。

このように、輪之内町のまちづくりの根幹にかかわる問題、4次総に含まれている抽象的なものを具体化する以上のことをやっておられる。4次総には、先ほど言いましたように、緑豊かなこの自然環境を守っていくというふうなことを言われて、今の農村風景を守っていくんだと、こういったことが大前提の4次総。それを根本から覆すのが、この広大な農地の企業誘致の導入、誘導、こういうことが書かれている。これは、やはり町長の権限を逸脱しているというふうに私は思います。その辺の見解がありましたらお聞かせください。

○議長（北島 登君）

住民課長 兒玉 隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

先ほどの国保の一部負担金の減免についてでございますけれども、瑞浪市さんが1.3倍までやっておられると。それも、通知以降にできた制度であるというようなお話で、輪之内町はなぜそのようにやらないのかということでございますけれども、先ほど申しましたように、恐らく推測の域ではあるかと思っておりますけれども、他の市町の例を参考にされて検討され、瑞浪市さんをつくっておられるのかなと思ひまして、新しい基準が示される以前におきましては、どこの市町も1.1倍、1.2倍、1.3倍というような形で要綱をつくっておられると思ひますので、その点を参考にされて検討をされた結果、そのような要綱になっているのかというふうに思うわけでございますけれども、輪之内町におきましては、じゃあ1.3倍が適当なのかどうかということをお聞きしてみますと、それで十分なのかどうか、判断がなかなかつかないというような事情もございまして、当面、国の示した基準で行っておくのが、財政面から考えてもいいのではないかと。ということでございまして、減免といいますと、減額もしくは免除ということでございまして、一部負担金を減額するという措置もできるわけでございますけれども、輪之内町におきましてはすべて免除と、該当する方は、すべて一部負担金は免除ということでつくっておるところでございます。

それから、このような国の基準に従っては、その福祉に対する、福祉にその重点をあまり置いていないのではないかと。そのような御趣旨の発言もございましたけれども、この減免の以前に、ほかの制度として、一部負担金の徴収猶予ということも、この要綱の

中で決めておりますので、減免までに至らない方でも、一部負担金の徴収猶予をすることによって、その方の一時的なその状況における負担を少なくするという制度もあわせて定めておりますので、その両方を使いながら、そして先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、収入が向上しない場合には、福祉部局との連携によって、生活扶助の御相談にも応じていきたいという考えでございまして、決して福祉に力を入れていないというわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

それから、もう1点ございましたが、窓口での高額療養費、外来についての高額療養費の現物給付化でございますけれども、こちらは、先ほど言いましたように、輪之内一町ですべてができるシステムではございませんので、当然、国の政令が改正されて、関係機関が同一の取り組みをしないとできない制度でございますので、気持ち的には、よそより先にといい気持ちも当然あるかと思っておりますけれども、実際の事務の流れとしては、政令の改正を待つしかないというふうに考えておりますので、国の政令の改正を待って、全国一律に同じような歩調でやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の質問ということでございますが、まず最初の医療費の窓口負担の関係、今、課長が申し上げたとおりでございますけれども、福祉の施策の全体像の中でバランスをとって考えていただきたいと。何か一つだけやらなかったから福祉施策は絶対だめだという評価というのは、私はちょっと残念だなと思っておるんです。まだ全部がやっていない中で減免要綱を定め、かつそちらに関心を向けてやっているということも、やっぱり評価していただかないとだめかなあと、ちょっとそういう意味で申し上げておきたいと思えます。

それから、審議会の性格について、再度いろんな御意見いただきました。御質問の趣旨をお伺いしておりますと、すべての趣旨で町民の意見を聞いてやれということのようにも受け取られました。そこは多少意見が分かれるかと思っておりますけれども、総合計画の素案というものが行政の政策意思の体系化であるということであるならば、御意見を聞くのも大切でしょうけれども、その前に、素案そのものとしての整序ある案をまずは策定すると。その中で御理解をいただくということだと思っております。まちづくり基本条例は、成案を得る過程の中のどこかの段階で、やはり必要的に意見を聞くということは当然でありますけれども、各段階のすべてでそういうことをやるということは、議員も御承知の上で言うておられますのでこれ以上あえて申し上げませんが、このスピードを要求される行政執行の中で、そういうことはやっぱり整理された中で議論をしていただいてもよろしいのかなと、ふとそう思いました。

それから、この審議会については、森島議員も審議会委員として参加されておられますので、その意見も審議会の中で必要があれば述べられて、審議会の意見としてそういうことが答申されるのであれば、それはそれとしてお受けをしていきたいなど、そんなふうに思っております。

どうか、御理解を賜りますようによろしく申し上げます。

**○議長（北島 登君）**

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時30分より再開いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時30分 再開)

**○議長（北島 登君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○議長（北島 登君）**

日程第3、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）及び議第38号 輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。

したがって、これから各常任委員長に、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 高橋愛子君。

**○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）**

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成23年第3回定例議会初日の本会議において、審査を付託されました案件について、9月12日午前10時40分より、協議会室において欠席委員1名を除く委員8名出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各関係課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会分を議題とし、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、光ケーブルテレビ接続工事費が施設によってばらつきがあるのはなぜかの質問に対し、施設によってアンテナの位置や既存配線の状況が異なるため、工事費に差があるとのことでした。

地域情報化推進委員会の委員報酬を、2回分を追加するとのことだが、この委員会は既存の組織かの質問に対し、今回新規に立ち上げる組織で、当初予算では1回分が措置してある。しかしながら、1回の開催では十分な検証が行えないと判断し、2回分を追



加したいとのことでした。なお、この委員の募集については、公募による方法を採用するが、各部門の精通者の参加も視野に入れているとのことでした。また、この委員会では、インフラ整備などのハード面の整備を主とした既存の地域情報化計画を検証すると同時に、光ケーブルの整備が完了した現在、これを使って何ができるのか、どう活用していくのかを考え、来年度以降、新たな地域情報化計画の作成に取り組んでいくとの説明がありました。

岐阜県企業誘致推進協議会に参加している5市1町はどこかの質問に対し、高山市、多治見市、恵那市、美濃加茂市、可児市、輪之内町のことでした。

この協議会は、どのような活動をするのかの質問に対し、11月には名古屋のポートメッセなごやで、来年3月には東京のビッグサイトにて、協議会がどちらにもブースを出すので、輪之内町もこれに出展するとのことでした。

この協議会への岐阜県の関与についてはの質問に対し、この協議会は、岐阜県の主導によるものではなく、オブザーバーであるとのこと、もともと恵那市と多治見市が音頭取りをし、当町にも声かけがあったので参加した。今年度の参加団体は5市1町であるが、来年度から新たに参加してくる団体もあるとのことでした。

また、地方分権の時代にあって、自立していくために、地方公共団体間の競争になっていることを考えると、企業誘致活動も競争である。よりよい企業を誘致するため、国や県からの情報を待つのではなく、積極的に取りに行く姿勢で参加したとのことでした。

企業の岐阜県への進出希望はどれくらいあるのかの質問に対し、今やろうとしていることは、超円高で企業の海外進出が主流となっている潮流に逆行している行為かもしれないが、今この時代に国内で事業展開できる企業は、足腰が強い企業だと期待しているとのことでした。

岐阜県企業誘致推進協議会負担金は、団体規模による差があるのか、一律なのかの質問に対し、一律であるとのことでした。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地域マップ作成にどれくらいの予算が必要かの質問に対し、9地域のマップを作成するには約130万円必要とのことでした。

地域別マップの全体計画はどうなっているのかの質問に対し、全体計画では、9地域のマップを作成する予定になっていますが、当初予算では、現在作成中のものが3地区あり、その1. 多良街道西、その2. 輪中堤、その3. 水の道として、間もなくでき上がる予定で、残る6地域のうち、来年の国体開催に向けて今年度中に前倒しで、あと3地域の作成経費を追加するものとのことでした。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、耐震診断と耐震工事の進捗率はの質問に対し、今年度は既

に耐震診断は10件、工事も1件行われたとのことでした。

シーケンサーについて内水・外水の推移がわからないということだが、それだけをわかるための工事費としては高過ぎるのではの質問に対し、推移の他ポンプの回転数や弁の開閉幅等の数字もわからない状況であるため、取りかえが必要であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の総務産業常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業常任委員長報告を終わります。

#### ○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### ○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員長 浅野利通君。

#### ○文教厚生常任委員長（浅野利通君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成23年第3回定例輪之内町議会において、本委員会に審査付託されました案件について、9月12日午前9時30分より、協議会室において欠席委員1名を除く委員8名出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、太陽サンサン補助金の申請状況はの質問に対し、平成23年度にはこれまで9件の補助金申請があり、当初予算を消化し、次の申請を受け付けることができない状況になっている。今後の申請見込み件数に1件当たり4キロワットで積算して補正額を算出したとのことでした。

最近では、道路ののり面に敷く防草シートでは太陽光発電できるものもあるが、補助金の対象となるのかの質問に対し、太陽サンサン補助金は国の補助金を受けた住宅用の太陽光発電設備に対する補助金であり、対象外であるとのことでした。

消費生活相談事務の内容はどのようなものかの質問に対し、消費者安全法で、市町村は消費者からの苦情の相談に応じることとされており、また全国レベルで消費者ホット

ラインが整備され、平成24年度から電話相談者から直接町の相談窓口につながるようになり、担当職員のスキルアップが必要となってくるとのことでした。

次に、福祉課所管分について、福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、福祉医療費助成事業での医師会及び歯科医師会協力費とはの質問に対し、県と県医師会及び県歯科医師会とで、福祉医療の実施について事務費に当たるものを負担しているとのことでした。

福祉医療費助成事業には国の制度はあるのかの質問に対し、各都道府県独自の制度であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、出産育児一時金補助金が返還となったわけはこの質問に対し、平成22年度においては年間18件の見込みで補助金申請をしていたが、実績は14件となり、超過交付となった4件分8万円の償還金が発生したとのことでした。

医療費が増加する理由は、また医療費の抑制のための方策はこの質問に対し、医療費の動向を見通すことは非常に難しく、また医療費を抑制するために、ジェネリック医薬品の普及啓発や、日常的に異常がなくても進行する生活習慣病の予防のためにも、特定健康診査を受け、重症化する前の早期発見に努めていただくようPRしていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

#### ○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### ○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

これから、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（北島 登君）

日程第5、議第39号 平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、平成22年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長 浅野常夫君。

#### ○平成22年度決算特別委員長（浅野常夫君）

平成22年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成23年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件については、9月8日、9日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。その経過と結果を報告します。

最初に、本委員会に付託されました議第39号から議第44号までを一括議題といたしました。

議会議務局所管分について、局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議事録の公開を町のホームページで実施しているが、その費用は支出しているのかの質問に対し、会議録のデータをもとにアップしており、費用はかけていませんとのことでした。

次に、総務課所管分について、参事から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、庁舎改修設計委託をしたが、今後の工事計画はの質問に対し、災害対策・住民サービスの向上等を重視した基本設計の改修費用は約3億円であった。庁舎の耐震性は満たしているため、他の公共施設の改修等の最優先を検討し、計画的に庁舎改修を行っていく予定であるとのことでした。

消防の小型動力ポンプや消防車両の更新時に自治消防等に貸与してはどうかの質問に対し、ポンプは12年以上、車両については15年以上経過したものを順次下取りに出し更新している。有効利用できるものがあれば、今後は検討していくとのことでした。

消火栓の維持・設備管理についてはの質問に対し、毎年維持費として水道会計に100万円を支払い、設置要望があり、条件を満たせば町で設置するとのことでした。また、防火井戸の設置、修繕費用の補助金はあるが、ホース等の備品購入に対する補助金はないとのことでした。

町有地の賃借料についてはの質問に対し、土地評価額の3%に面積を積算しているとのことでした。遊休地についても、申し出があれば有効活用してもらおうとのことでした。

プラネットプラザの賃借料についてはの質問に対し、2年前の更新時期に1平方メートル当たり560円に引き下げし、合意しているとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時財政対策債を除いた場合の実質収支比率は4.8%とのことだが、実質収支比率の算定には地方債を含めないのかの質問に対し、この比率の算定には臨時財政対策債等を除くという規定はなく、地方債を含めて計算するものである。本委員会の冒頭で臨時財政対策債を除いた比率を説明したのは、実質収支比率の分子となる実質収支4億4,103万2,000円の中身のほとんどが借金であるという事実を認識してもらいたい意図によるものでした。

また、備考欄の標準財政規模の3%から5%程度が望ましいという記述については、ものの本から引用した一文であり、あくまでも望ましいというもので、必ずしもこの範囲内でなければならないというわけではないとの説明がありました。

実質収支比率が16.7%について町はどのように考えているかの質問に対し、平成23年度の当初予算は、骨格予算として編成しており、今年度の6月補正予算では、通常予算に戻すための肉づけ予算を予定していた。したがって、前年度の3月補正予算では、財政調整基金等に積み立てることなく、肉づけ予算の財源を繰越金という形で確保し平成23年度に送ったため、比率算定上の分子となる実質収支比が膨らんだものであるとのことでした。

平成22年度は、事業執行率が低かった。事業展開が積極的ではなかったのではないのかの質問に対しては、予算編成の中で、重点的なものや必要なものについては優先的に予算を配分し、積極的に事業展開しているとの説明がありました。

普通交付税の収入済額と予算額の差はなぜかの質問に対しては、平成23年度に送った繰越金の財源としたことによるとのことでした。

次に、税務課所管分について、課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、固定資産税の土地・建物・償却資産のそれぞれについて、個人、法人税の件数はの質問に対し、土地は、個人が2,843件、法人が127件、家屋は、個人が2,929件、法人が144件、償却資産は、個人が21件、法人が128件であるとの説明がありました。

その他、延滞金の調定額及び件数について質疑がありました。

次に、会計室所管分について、会計管理者から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、福祉課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、要介護認定者のうち、あすわ苑への入所希望待機者は何人見えるのか。また、入所するには、要介護度何段階からなのかの質問に対し、入所待機者は六十数名で、要介護1から5までの方が入所できるとの説明がありました。

子ども手当のシステム開発は毎年必要なのかの質問に対し、制度が変わるとシステム変更も必要になるとのことでした。

次に、住民課所管分について、課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、昨年度、バスの見直しが行われたが、見直し後のバスの乗降客の状況はどうかの質問に対し、毎月、名阪近鉄バスが乗降客の調査を実施しているが、その結果によると、平日の1日平均の自主運行バス全路線の乗降客は、見直し前が25人、見直し後が40.4人で、15.4人増加しているとのことでした。

1日40.4人という数値が十分な数値であると考えているのかの質問に対し、他の施策も含めて、今後とも公共交通のあるべき姿をよく検討していきたいとのことでした。

エコドームに設置してある空き容器の自動回収機や布団・カーペット等の圧縮機のリース期間は何年であるかの質問に対し、リース期間は7年であり、空き容器の自動回収機については、本年の6月よりリースを取りやめ、空き容器の回収システムとして委託方式に変更しているとのことでした。

エコドームに集積されるものの中に十分リユースできるものも多くあると思うので、リサイクルも必要であるが、積極的にリユースも考えるべきではないかの質問に対し、保管スペースの問題もあるが、今後も検討するとのことでした。

次に、産業課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、猟友会へ有害鳥獣駆除を委託しているが、猟友会員数、駆除期間、駆除件数は何件かの質問に対し、会員数は5名で、ドバト、カラスの駆除期間は7月1日から9月30日、ヌートリアは7月1日から8月29日であり、駆除件数はなしとのことでした。

街路灯を新設するのはよいが、個人所有のものも含めて、省エネにもなるLEDに切りかえていく意向はあるのかの質問に対し、古い支柱の取りかえも含め、24年度から検討していきたいとのことでした。

町で特産品と位置づけているものには何があるのか。また、特産品の宣伝によっては、特定の業者が利益を出しているだけではないのかの質問に対し、特産品には、けんがい菊を初め、ミニバラ、玄米カステラ、豆乳リゾットジェラート、和心、マスカット大福などがあり、特産品を宣伝することによって輪之内町のイメージをよくし、輪之内町を広く知ってもらうことを目的としており、地域に利益が還元されるには、もう少し時間がかかるのではないかと。また、宣伝することによって、民間にも特産品の開発を促すなど、いろいろな可能性を探っていきたいとのことでした。

県営ほ場整備事業では、平成23年度に道下地区が、平成24年度に東部地区が完了予定であるが、今後、ほ場整備の要望が出てきた場合には受け付けてもらえるのか。また、今までどおり地元負担はないのかの質問に対し、地権者全員の同意を得ることが前提ですが、ほ場整備の要望を受け付ける窓口は設けます。しかし、現在の財政状況からすれば、地元負担はお願いせざるを得ない状況ですとのことでした。

次に、建設課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、除草工事の範囲を決めて、その地区の方に依頼できれば早

く安価にできるのではないかの質問に対し、福束輪中土地改良区と同様に行えるよう、地元との調整もあるので検討しているとのことでした。

国庫補助金の繰越明許はどうかの質問に対し、国の補助金決定時期が遅く、年度内の入札、工事発注はできないと判断し、次年度に繰り越したということでした。

河川環境調査を行わなかった理由はの質問に対し、町内河川の浄化を目的に予算化した。が、水利権の問題や流域自治体すべての同意を取得、新規水利権取得での多額のコストがかかる等の理由から調査は実施しなかったが、河川の浄化については、今後も考えていきたいとのことでした。

次に、教育委員会所管分について、課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、文化会館使用料の内訳及び無料の使用回数のはの質問に対し、アーリオンホール2件で12万8,060円、リトルホール5件で3万2,020円であり、無料の使用回数は、アーリオンホール54回、リトルホール251回で、この中には中学校の吹奏楽部の練習は含まれていないとのことでした。

文化会館をいろんな方面で積極的に活用していただきたいの質問に対し、スポーツクラブ等で、講習、研修をしていきたいとのことでした。

輪之内スポーツクラブができましたが、メリットはありましたかの質問に対し、毎月水曜日に4部門に分かれた部会を開催し、体育指導委員との連携も密にとり、熱中症等の講習会を開催している。クラブ会費での自主運営に取り組んでいるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

すべての質疑を終結し、議第39号についての討論に入り、実質収支比率が高く、その考え方の相違、また多くの余剰金を出しているのは、財政運営に問題があり、経済の発展に逆行している。今後の財政運営の改善に向けて、この決算には反対との討論がありました。

異議があるので、挙手による採決を行いました結果、賛成者の挙手多数で、議第39号平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第40号平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、平成22年度において、平成21年度と比較して、1人当たりの保険税の調定額が、医療分、介護分、支援分を合計すると下がっているが、その原因はの質問に対し、平成22年度は、前年度からの繰越金が多かったことが、その一因となっているとのことでした。

保険税の収納率が、前年度と比較して低下しているが、その要因はの質問に対し、徴収事務を行っている税務課では、国民健康保険は特別会計で独立採算で運営されていることを考慮し、徴収に努力しているが、結果としては、収納率は低下したとのことでした。



た。

保険証の未交付者は何人か。また、高校生世代以下の者には、短期被保険者証は行き渡っているのかの質問に対し、納税相談の機会を確保するために、保険証を預かっているものは15世帯分であるとのことでした。なお、高校生世代以下の者にはすべて配付しているとのことでした。

平成22年度の決算において、国保税の不納欠損が行われているが、その内訳はの質問に対し、5年の時効によるものが6人、即時欠損が31人とのことでした。なお、即時欠損については、主に外国人が帰国してしまったことによるものとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

質疑を終結し、議第40号についての討論に入り、収納率の低下した原因を追及していない。支払い能力があるのかないのかというところに目が向いていないので、改善の余地があるため反対であるとの討論がありました。また、保険税の徴収については、最大限の努力は行われているとは思えるので、決算の認定には賛成であるとの討論がありました。

異議があるので、挙手による採決を行いました結果、賛成者の挙手多数で、議第40号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第41号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、後期高齢者の医療費の状況や、昨年に比べて保険料はどうか。また、この決算説明書で医療費の動向が判断できるのかの質問に対し、後期高齢者広域連合での決算書によるため、文教厚生常任委員会での補正予算の中で説明させていただきます。また、医療費の状況については、医療費は多くなっており、後期高齢者の保険料で賄う状況がかなり厳しくなっているとの説明でした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第41号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第42号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、特に質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第42号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第43号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の

認定について福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、利用者登録がおおむね24人であるが、利用実人員が26人と差があるのはなぜかの質問に対し、年度途中で登録される方や、やめられる方が見えたための人数によるものと説明がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第43号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について建設課長より説明を受けました。

質疑に入り、特に質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会に審査付託されました案件についての経過と概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

**○議長（北島 登君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

**○議長（北島 登君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

決算特別委員会で、冒頭に一般会計の歳入歳出決算正誤表が提出されましたが、この正誤表の提出のいきさつ、その理由、その内容、そういったこと今一切報告されませんでした。初日の本会議において、誤った決算書に基づいて質疑を行って、そしてそれに対する対応の仕方についても、会計管理者の方からどのように対応していくかということについては、委員会で答弁するという趣旨の答弁がありました。それに対する報告も一切ない。この本会議に提案されたものが、修正するならするで、正式にこの本会議において提案されないと、議案として成り立たないのではないかというふうに思いますけれども、その辺どのようにされますか。

**○議長（北島 登君）**

暫時休憩します。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議第39号 平成22年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず実質収支の関係については、今委員長報告の中にも出てきましたけれども、16.7%、望ましいとされる3ないし5%を大きく上回っている。これはなぜかという、22年度予算において決められた業務が、適正に行われたどうかと。要するに4億4,000万もの余剰金を出してしまったと。財源がありながら、それを使い切れなかったというところから実質収支比率が16.7%になってしまっている。このことについて、歳入において地方債があるとか、あるいは3ないし5%というのは、単なる望ましいだけであって、必ずしもそれを守らなければいけないというような、へ理屈と言うと語弊があるかもしれませんが、そういう言いわけをして弁明をしている。

やはり、今、町民はさまざまな要望が行政に寄せられているのであって、先ほどの福祉の問題、あるいはこの道路改良の問題、そういったさまざまな問題があるときに、予算がないから我慢しろということで我慢させられている。そのようなときに、このような行政運営というのは問題があると。議員必携にも、この決算審査におけるポイントとして、予算執行の計画性といったことが審査の重要なポイントになるというふうなことも言われておるわけで、このような無計画などと言ってもいいと思います。そのような財政運営というのは、やはり批判されなければならないと思います。

それと、今、委員長報告の中に落ちておりました予算書の訂正、収入未済額がマイナスである。要するに、これは町民からもらい過ぎている、過徴収になっているというこの決算書の内容であります。これを調定額が違っていたからということで、いとも簡単に訂正してしまう。その調定額が違っていた理由は何なのか、そういったことも明らかにされていない。仮に、悪く勘ぐれば、過徴収になっていたものを返さないかん。返すのが面倒くさいから、じゃあ数字を直しておこうかというふうに言われても、これは仕方がないんじゃないですか。やはり、なぜこうなったのかと。そういったことをもっと説明しなければならないはずであります。輪之内町の会計というのは、そんなずさんなものなのかというふうに私は疑問であります。このような、いいかげんではないかもしれませんが、いとも簡単に修正すれば済む、そういう考え方というのは、かなり問題があるというふうに思います。

今後、この調定額ミスというような重大な問題をどうしていくかという方向性も明らかにされていない。当然、これは本来なら決算委員会で、もっと強く追及して、今後このようなことのないようにするというような、明確な態度表明があつてしかるべきでした。これもないんです。このような決算を認定するということはできないので、反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

繰越金や実質収支について、委員会の中で説明資料に記してありました3ないし5%の範囲を大きく超えている。それとか、平成22年度は積極的な事業執行がなされていないのではないかというような理由によって、今反対があつたと思います。

私は、これまで他の市町にあつて当町になかった、輪之内町だけが空白地帯となつていた情報インフラの整備、これがなされた。また、町内でとれる農産品を利用した特産品開発、それに伴い、テレビとか、いろんなマスコミを利用して、西濃エリアを超えた特産品の生産とかPRができたのではないかと。

また、町民の健康を願って、近隣市町に先駆けてヒブや子宮頸がんの予防接種の種類をふやした。また、子供を持つ女性の早期社会復帰を支援するため、保育園の入園できる年齢を10ヵ月以上に引き下げ、子育て支援体制の充実が行われたこと。数多くの住民ニーズに積極的に実現されたと思います。

繰越金の大小を論ずるだけでなく、繰越金を基金に積み増しして将来の財政需要に備えるとか、今ある町債を少しでも繰り上げ償還して身軽になっていく。喫緊の課題を進めていくことは、最も必要なことではありますけれども、いずれにしても、多様化している住民ニーズに的確に対応し、限られた財源の中、最少の経費で最大の効果を上げる努力を期待すると同時に、将来に向かって安心・安全な明るい町になるよう、財政、町政が推進されることを願い、賛成討論とさせていただきます。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第40号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

国保の運営につきまして、この決算の中からわかることは、国民健康保険税の収納率が前年度に比べて低下している。このようなときに、滞納者の経済状態、貧困によるものなのか、あるいはいわゆる悪質滞納者なのか、そういったことの把握がこの質疑の中でされていないというふうに思いました。要するに、滞納者には一律に呼び出しをかけ、そして応じない者には保険証を渡さないというようなことがやられているというようなことであります。そのために、保険証が渡っていない世帯が15世帯、31人にも上っているということでもあります。このような状況、いつまでも放置するわけにはいかないというふうに私は思います。経済的に苦しい人も安心して医療が受けられる、そういう国保制度にしていかなければならないのではないかというふうなことを思っております。

その観点から、現在はそういう方向には行っていないというふうに思いますので、この決算認定に反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

国保の滞納率とか、それに伴い保険証が渡っていないとか、いろんな中の反対討論があったと思うんですが、住民課も税務課を中心として滞納を減らすという努力は、いろんな形の中でなされているというのは、ここに出席しました委員各位の皆さん、そういう認識はあると思うんですが、なぜ反対されたかという、保険証が渡らないのではないかと、説明、相談、いろんなそういう機会は十分ある。まだ、その機会

にあえて、何の理由かわかりませんが、来られないのでそういう状況になっているという事実に対しても、もっと表向きの議論じゃなくて、努力不足の一言で片づけるんじゃないかと、やっぱり中身をもう少し自分でも考えて、こういう議論をされるべきではないか。それが反対理由であるということは、いささかおかしいのではないかと。ことで、私は執行部の方から、この件につきましては可能な限りの努力をされているという認識の中で、賛成ということで討論させていただきます。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第41号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第42号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定

についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 平成22年度輪之内町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第43号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○議長（北島 登君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

議第44号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（北島 登君）

お諮りします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○議長（北島 登君）

これで本日の日程は全部終了しました。

平成23年第3回定例輪之内町議会を閉会いたします。

11日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚くお礼申し上げます。大変御苦労さまでございました。

なお、11時40分より全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

(午前11時32分 閉会)



会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月16日

輪之内町議会 議長

署名議員

署名議員